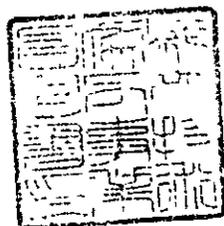


東南アジア

経済協力関係法令集

パキスタン



1960

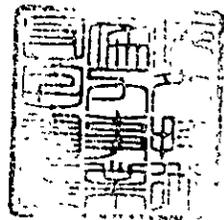
アジア協会
査統計課

1
RY

JICA LIBRARY



1060905[5]



調查統計課

東南アジア

経済協力関係法令集

パキスタン

1960

アジア協会

国際協力事業団		
受入 月日	'84. 5. 25	717
登録No.	10811	49-1
	07898	A.A.S

は し が き

東南アジア諸国をはじめ低開発地域の国々は、戦後政治的独立を獲得するとともに、経済的自主達成をめざして長期経済開発計画を樹立し、これを推進せしめているが、民族資本及び技術等の欠乏のため、その実現には外国資本の参加、それも自国の政治的・経済的自主性を確保し、自国経済の近代化に寄与し得る外国資本の参加を要望している。

わが国の東南アジア等諸国に対する経済協力が強調されている折柄、このたびアジア協会において、これ等諸国の外資導入関係法、企業関係法、外国為替管理法、出入国管理法及び憲法上の経済条項等々、経済協力に関する重要関係法令をとりまとめて刊行することとした。経済界はもとより、広く海外経済協力を推進せられんとする向きの参考に供することを得るならば幸甚である。

なお、この編集作業は短日月に取りまとめた関係上、内容につき不備を免れぬと思うが大方の御叱正をこうとともに、更にこれら新興諸国の法令が日を追うて改定され、体系化されつつある現状に鑑み、今後ともアップ・トゥ・デイトな資料の蒐集に基づき、一層内容の充実された法令集の刊行が望まれる次第である。

この機会に貴重な資料の提供及び法令の翻譯並びに監修に御協力下さった方々に謝意を表するものである。

昭和 35 年 3 月

社団法人 アジア協会

会長 小 林 中

推 奨 の こ と ば

低開発国の経済的發展が、世界の安定的平和増進のために極めて重要であることが認識され、各国ともアジア、アフリカ等低開発地域に対する経済協力的ないし技術援助をますます活発化し、最近にはこのために国際的協調による努力がなされるに至っている。また低開発国側においては、その政治、経済上の自立と向上を目指して、先進諸国の資本・技術の受入とその効率的活用のため真摯な努力が続けられている。

わが国はその地理的歴史的事情から、アジアの各国の立場をよりよく理解し得る関係にあり、能う限りその發展に協力せんとしている。

この目的を達するためには、関係国の経済、社会、行政、文化等各般の事情がつねに詳細かつ的確に把握されていることが必要であるが、従来かかる調査がとかく不十分のうらみがあった。

社団法人アジア協会は、アジアその他の地域各国との経済技術協力の実施に著しい貢献をしているが、今般アジア諸国における外資、企業、輸出入、外国為替、課税、出入国等、経済協力に直接関係ある法令の蒐集刊行を企画実施されたことは、まことに時宜を得たものであって、関係業界その他各方面を裨益するところ蓋し多大なるものがある。

ここにこれを喜び、広く江湖に推せんする。

昭和 35 年 3 月

外務大臣 藤 山 愛 一 郎

目 次

第 1 章 総 論	1
第 1 節 総 説	1
第 2 節 パキスタン独立史	3
第 3 節 政 治	5
第 4 節 財政経済および経済開発計画	13
第 5 節 日本との関係	22
第 2 章 国家経済に関する基本原則	23
第 3 章 外資導入関係法	37
第 4 章 企業関係法	53
第 1 節 総 説	53
第 2 節 会社法	54
第 3 節 企業統制法	57
第 5 章 外国為替管理関係法	59
第 6 章 出入国関係法	62
第 1 節 1946 年外人法	62
第 2 節 1939 年外人登録法	71
第 3 節 1951 年外人令	74

第1章 総 論

第1節 総 説

パキスタンは、インドをはさんで約1300マイルを隔てた西パキスタンと東パキスタンとに分れている。西パキスタンは、北緯24度～37度、東経61度～76度の間に位し、南はアラビア海に面し、西および北はイラン、アフガニスタン、東はインド、東北はカシミールと接している。東パキスタンは、南にベンガル湾を臨み、東南部において僅かにビルマにつらなるほかはインドにかこまれ、北緯21度～27度、東経88度～92度の間に跨る地域を占めている。

総面積は、東西パキスタンを併せて、364,737平方キロで（わが国の約2.5倍）、その中310,236平方キロを西パキスタンが占め、残り54,501平方キロが東パキスタンに属している。

地勢は、西パキスタンは、北東部と西北部の山岳地帯と、インダス流域を中心とする平原地帯から成っている。北東部にはヒマラヤ山系がインドから延び、スレイマン山脈とバルチスタン高原はアフガニスタンとイランとの自然の障壁をなしている。アフガニスタンに至るカイバル峠は、インド、アジア大陸から北へ抜ける通路として歴史的に有名で、今なお戦略上の要衝となっている。平原地帯は北から南に次第に傾斜し、この地帯を縫ってインダス、ジェラム、チェナブ、ラビ、サトレジ等の河川が流れ、アラビア海に注いでいる。

東パキスタンは、その9割が平原地帯で、僅かに東部と北東部に丘陵地帯があるにすぎない。

平原地帯には、インドから流れ込むブラマプトラとガンジスの二大河川が

第1節 総 説

多くの支流を合してベンガル湾に注いでいるが、下流地帯は肥沃なデルタを形成している。

気候は、パキスタンとも亜熱帯に属し、西パキスタンはその南端のやや南を、東パキスタンはそのほぼ中央を北回帰線が走っている。

西パキスタンは、雨量少なく、殊に南部と西部地方は砂漠地帯で、大陸的気候を呈している。3月から12月までが極暑の時期で、気温は90度～120度に達するが、1、2月頃には75度位に低下する。

東パキスタンは、高温湿潤的気候が3月～10月まで続くが、気温は西パキスタンほど暑くなく、平均度位である。11月～2月にかけては乾燥期に入り、平均温度は60度内外である。

雨量は、西パキスタンのシンドとバルチスタン地方の如きは年間わずかに75ミリに過ぎなく、北西モンスーンの影響をうけるパンジャブ地方でも250～357ミリ程度である。これにひきかえ、東パキスタンは降雨量多く、年間雨量は西部で約170ミリ、東部では1000ミリに達している。

1951年に実施された人口調査によれば、総人口は約7,548万人（1957年政府の推定人口発表によれば8,445万）で、このうち西パキスタンは3,378万人を占め、東パキスタンは面積において西パキスタンの約6分の1に過ぎないが、4,206万人の人口を擁している。従って人口密度は1平方マイルについて西パキスタンが109人であるに対して、東パキスタンは777人となっている。なお、パキスタン全体としての密度は208人である。

都市居住者は東パキスタンでは同人口の約5パーセント、西パキスタンでは約18パーセント、全国を通じて総人口の約10パーセントに当たっている。

10万以上の人口をもつ都市は、西パキスタンでは、カラチ、ラホール、ハイデラバット、ラワルピンディ、ムルタン、ライヤルプール、シアルコット、

ベシャワール、グジランワラー、東パキスタンでは、ダッカ、チタゴン等である。

パキスタンは、宗教上の区分によってインドから分離した回教国であるので、住民は雑多な種族からなっており、大別して、トルコ・アリアン系、トルコ・イラニアン系、インド・アリアン系、モンゴール・ドラヴィディアン系の四種に分けられる。

国民の85.8パーセントが回教徒であって、残りがヒンズー教徒（12.9パーセント）、キリスト教徒（0.7パーセント）その他である。これを地域別にみると、回教徒は、東パキスタンで約76.8パーセント、西パキスタンで約97パーセント、ヒンズ教徒は、東パキスタンでは22パーセント、西パキスタンでは約1.6パーセントを占めている。

なお、回教は種々の宗派に分れているが、パキスタンの宗徒は大部分がスンニー派で、シイア派、アーマディア派等は極く少数である。

第2節 パキスタン独立史

紀元前数千年前から、インダス河流域地方に文化が開けていたことは、遺跡によって明らかにされている。これがインド原住民族によって興ったものであるか、または外国から侵入した種族によるものであるかはいまだに明かにされていないが、この地方はつとにインド西北方から渡来した異民族のインド移住の足掛りとなっていた。

古くは紀元前2000年頃といわれたアリアン民族の移住をはじめ、ペルシャ、ギリシャ等の遠征軍の侵入もパンジャブ地方にまで及んでいる。回教徒がはじめてインドに渡ってきたのは、8世紀のはじめで、アラビア人が通商を目的でシンド地方にあらわれたのが始まりである。その後蒙古族の侵入をうけ、16世紀のはじめ頃、バブールがムガル帝国を興してインドを統一した。こ

第2節 パキスタン独立史

のムガル帝国は200余年にわたってインドに君臨したが、18世紀の中頃に衰えたので、ポルトガル、フランス、イギリスなどの西欧勢力が侵入してきた。特にイギリスは1599年東インド会社を設立して以来、その勢力範囲を拡大して、1858年には、インドの大部分をその植民地とし、1877年ついにイギリス女王はインド皇帝をかねる旨を宣言した。

かくして、回教徒はイギリスがインドを制覇するまで約千年の長い間、西パキスタン地方に鞏固な地盤を築き、インド各地の他宗徒を改宗せしめたが、殊にベンゴール東部地方の改宗はいちじるしかった。

イギリスの統治に入ってから、回教徒はインド教徒によるインド国民会議派に対する全インド回教徒連盟を1906年に組織して、インドにおける回教徒の権利を擁護する活発な運動を展開した。その間インド各地でインド教徒との間にしばしば流血の惨事が繰返されたが、回教徒の自治独立に対する要望はますますはげしくなり、1930年詩人モハメッド・イクバルによって提唱されたパキスタン運動は、1940年回教徒連盟の政治目標に取上げられ、パキスタン独立の気運はいよいよ濃厚となった。一方、イギリスは英領インドの維持につとめて、種々妥協案を提議したが、大勢はインドを分割することとなつて、1947年8月14日パキスタンはインドから分離した。

インドを分割するに当っては、回教徒が多数居住する地域をもって、パキスタンの領土とすることとし、また土侯国はその自由意志によってインド・パキスタン両国いずれかに帰属することに決めたため、国土は東パキスタンと西パキスタンの二つの地域となった。

パンジャブ、シンド、北西辺境、バルチスタン等にある土侯国は挙ってパキスタンに帰属することになったが、カシミール土侯国の帰属については、いまだに両国間紛争の重要問題として残されており、国連にも提訴されている。このほか西パキスタン南方のカッチ半島にあるジュナガード、マナワダ

ールの二土侯国も、分離当時、パキスタンに帰属を表明したところ、1947年11月インドに接収され、インド・パキスタン両国間紛争の一つになっている。

第3節 政 治

1. 総説 パキスタンは1947年8月14日独立とともに、初代総督に回教徒連盟の総裁ジンナーを推し、首相にはリアカット・アリ・カーンをすえてまず憲法制定に関する決議をし、回教を基調とする民主国家の建設に乗出した。

しかし、建国の偉人と謳われたジンナーが1948年8月パキスタンの基礎がまだ固まらぬうちに死亡し、翌1951年10月リアカット・アリ・カーン首相がラワルピンディにおいて凶弾にたおれたことは、パキスタンにとって大きな痛手であった。

その後、憲法制定に関する論議が進展するにつれて地方勢力の対立ははげしくなり、輸出不振による経済不況、国内食糧事情の窮迫も加わって国内政情は非常に不安になった。このためグラーム・モハメッド総督は、1953年4月危局を打開する非常措置として当時のクワジャ・ナジムディン内閣の解任を断行した。

ナジムディン首相に代ったモハメッド・アリ首相は、アメリカからの小麦援助によって国内食糧危機を克服し、憲法についても、東西両パキスタンの指導層をまとめてその大綱を定め、一時停滞していた憲法問題は、制憲議会において本格的に審議されることとなった。

ところが、1954年3月東パキスタンで実施された州選挙の結果は、予想を裏切って、これまで政治の主導権を握っていた回教徒連盟が大敗し、少数野党が連合した統一戦線が同州の政権をとり、ファズルール・ハック州内閣が成立したが、同内閣は制憲議会の解散要求をはじめ、中央の政策に反対する

第3節 政治

態度を表明した。その上、統一戦線が選挙に勝利を得た際には、共産党の支持があり、その後同州に頻発した労働争議も共産勢力が裏面に煽動したものであると目されたので、中央政府は、ハック州内閣は州の治安を維持できないとの理由で、1954年5月39日非常事態を宣言して、同州を州知事の直轄統治下におくとともに、7月5日同州の共産党を非合法とした。さらに西パキスタンにおいても同月23日共産党を禁示する措置をとった。

他方、制憲議会の憲法審議は1954年9月21日で終了し、憲法草案の起草にとりかかったところ、西パキスタンから異論が統出して政局は収拾困難となった。総督は10月24日全国に非常事態を宣言し、制憲議会の機能を停止するとともに、アリ首相に内閣改造を命じた。

政府はこのような政変をもたらした原因は地方勢力の確執にあり、これがつねに憲法問題を煽って激化した苦い経験から、地方的対立の排除と東西パキスタンの政治的地位を対等に保持するため、西パキスタンの諸州を統合して単一州とする政策をたて、憲法制定と西パキスタンの統合に着手することとし、機能を停止していた制憲議会を再開するため1955年6月1日各州議会において制憲議員の選挙を行った。選挙の結果、政党勢力は回教徒連盟（西パキスタン）・統一戦線（東パキスタン）および人民連盟（東パキスタン）が鼎立して、回教徒連盟のみの政権維持は困難となり、回教徒連盟のチロドリ・モハマッド・アリを首班とする統一戦線との連立内閣が成立した。

新議会は1955年7月初旬開会され、まず西パキスタン州設置法案を9月30日通過して同州は同年10月14日から発足し、憲法草案もようやく1956年2月29日に可決されて、3月23日新憲法にもとづいてパキスタン回教共和国が宣言された。

かくしてパキスタンの政治機構はここに面目を一新したが、政局は相つい

で起った各州の政争のたみ波乱をよび、中央政界もこの影響をうけるようになった。

1955年10月単一州として発足した西パキスタン州では、1956年1月実施された議員戦挙によって州議会が成立した。ところが、4月3日回教徒連盟議員は、同党が議会の絶対多数の議席を有しているから、新憲法の規定により、当然同党が州政権を担当すべきであると決議して、ミルザ総督の信任により無所属から任命されていたカーン・サーヒーブ州首相の辞職を要求した。これに対し同首相は4月23日新たに共和党を結成し、同党は回教徒連盟を抑える勢力を築いたので、サーヒーブ首相は政権を維持することができた。

一方、東パキスタンでは、その後統一戦線所属の各派が、政策上の相違から漸次独立の政党への復帰をみた。人民連盟その他野党によるサルカール統一戦線内閣に対する攻勢は、5月22日州予算案の議会提出をめぐって表面化した。同州の政治危機は大統領宣言によって一応抜けられた。ところが、同州の政治不安はふたたびもえあがり、8月30日ついにサルカール内閣は総辞職し、人民連盟のアタウル・ラーマン・カーンが州内閣を組織した。

このような各州の政治変動は中央政局にも複雑な影響を及ぼしていたが、共和党はその後国会においても回教徒連盟をしのぐ有力政党となってきたので、中央政府のモハマッド・アリ首相は8月27日共和党をも加える与党合同会議を開いて今後の政局を討議することとした。同会議において共和党及び統一戦線は全面的にアリ首相を支持したが、首相がひきいる回教徒連盟は同会議にも参加せず非協力的態度をとったため、9月8日アリ首相は回教徒連盟から脱党するとともに首相の地位からしりぞく旨を声明した。

アリ内閣の瓦解にともなって、ミルザ大統領は人民連盟の総裁スラワルディに組閣を要請し、スラワルディ新内閣は9月12日成立した。

第3節 政治

しかし、その後の政界は州の分割問題、選挙制度の問題をめぐって大いに動揺して、政権は短期間に三たび変転した。

スラワルディ内閣が崩壊した直接の原因は、西パキスタン州の分割問題であった。西パキスタンは1955年10月単一州となったが、1957年9月共和党は西パキスタン州議会において、同州を言語別に数州に分割せんとする決議案を通過せしめた。ス首相はこの問題は総選挙後の国会において審議されるべきであるとして強く反対したため、共和党との連立である同内閣は、共和党の支持を失い1957年10月11日総辞職した。なお、この間において、パシャニー東パキスタン州人民連盟総裁派は、ス首相の親西欧的外交方針および東パキスタンに対する施政に不満を持つようになったため、人民連盟とたもとを分ち、労農党、青年連盟等の左翼政党を吸収して、国家人民党を結成した。

スラワルディ内閣総辞職に引き続き、回教徒連盟のチェンドリガルを首班とし、共和党・労農党（クリシャック・スラミック党）および回教団体（ニザーメ・イスラム）の諸党からなる新内閣が1957年10月18日組閣されたが、回教徒連盟は分離選挙区制（宗教別により選挙する制度）を主張したのに対し、共和党人民連盟は合同選挙区制（宗教に関係なく選挙する制度）を強く主張したため、同内閣は同年12月11日組閣以来わずか2ヵ月で、総辞職するにいたった。

ついで、西パキスタン州の有力政党たる共和党が、東パキスタンを基盤とする人民連盟と労農党との閣外協力を得て、1957年12月18日カーン・ヌーン（共和党総裁）を首班とする新内閣が成立した。一方、地方政局は、東パキスタン州では人民連盟が労農党と対立しつつ政権を握り、西パキスタン州では、共和党が回教徒連盟に対立しつつ政権の座についた。

かくてヌーン内閣は1958年7月、合同選挙区制による総選挙を1959年2月

15日実施することに決定して準備を進めていたところ、同年10月17日ミルザ大統領は突然パキスタン全土に戒厳令を施行して、アユーブを陸軍総司令官に任命するとともに、(イ)憲法の廃止、(ロ)中央政府および東西両州政府の即時解散、(ハ)国会および両州議会の解散、(ニ)全政党の廃止を宣言した。ミルザ大統領は前記の措置をとるにいたった理由として、官吏の腐敗、政治の墮落等をあげたが、総選挙を間近に控えて各政党間の対立はますます尖鋭化し、政局は混乱の様相を呈するにいたったので、このような事態を收拾し、政局の安定を図るため、ミルザ大統領はアユーブ陸軍総司令官と協議の結果、政党政治を見切りをつけ、右のような非常手段に訴えたものとみられている。

ミルザ大統領は10月24日、アユーブ戒厳司令官を首班とする現役軍人4名を含む12名からなる新内閣を組織したが、わずか3日後の27日、大統領辞任を声明し、全権をアユーブ司令官に引き渡した。そこで、同日、アユーブ司令官は現職のまま大統領に就任し、内閣を廃止して、大統領内閣（首相をおかず、首相以外はその直前の内閣とまったく同一の顔ぶれ）の組閣を行った。

アユーブ新政権は、隠匿物資の摘発、汚職官吏の逮捕など諸悪追放を徹底的に行ったほか、物価統制令を施行して経済秩序の回復に努力し、また農地改革、教育の普及、難民救済等漸新な諸政策を積極的に推進した結果、国民の支持を得て政情はようやく安定を見るに至った。

さらに新政権は、気候、防衛、衛生、汚職防止などの見地から、1959年6月首都を西パキスタン北部のポトワール高原に移転することに決定し、その過渡的段階として同年10月20日から政府閣僚および各省前首脳部を陸軍総司令部所在地であるラワルピンディ市に臨時的に移転せしめ、10月27日（革命一周年記念式典挙行）以降同市をパキスタンの首都とした。

また、アユーブ大統領は、政権獲得後1カ月余後の1958年12月、国民に対し

第3節 政 治

民主主義の復活が近いことを暗示したが、前述のように政情は急速に安定したため、1959年4月、「近く憲法草案制定委員会を設置し、できる限り早い機会に新憲法を制定する」旨言明した。さらに同内閣は、同年6月、将来憲法が制定された場合の選挙母体となるものとして、村落評議会を中心とする“Basic Democracies”と呼ばれる四段階の地方評議会の制度を採用することを決定し、同年12月評議会議員8万の選挙が実施された。

1960年2月14日、同議員によるアユーブ大統領の信任投票が行われた結果、同大統領は95.6パーセントの信任を獲得し、2月17日ラウルピンディにおいて大統領就任式が行われた。また12名の閣僚は同就任式に先立ち全員が辞表を提出し、式終了後大統領より改めて閣僚に任命された。さらにアユーブ大統領は、11名の委員からなる『憲法委員会』の設置を発表したが、同委員会ではできる限り早い時期に憲法草案を作成提出することとなり、1960年中には新憲法が發布されることが予想されている。

なお、現内閣の閣僚は、つぎの通りである。

大統領兼国防相	モハマッド・アユーブ・カーン元帥 Field Marshal Mohammad Ayub Khan
保健・労働・ 社会福祉相	アリー・ブルキー中将 Lt.-General Wajid Ali Burki
外相	マンズール・カーデイル Mr. Manzur Qadir
蔵相	モハマッド・ショアイブ Mr. Mohammad Shoaib
食糧・農相業兼 復興事業相兼 藩王国・辺境地方相	K.M. シェイク中将 Lt.-Genral K. M. Sheikh
国家再建・情報・ カシミール関係相	アクタール・フセイン Mr. Akhtar Hussain
工業相	A.K. カーン Mr. A. K. Khan
通信・鉄道相	F.M. カーン Mr. F. M. Khan
教育相	ハビブール・ラーマン Mr. Habibur Rahman

商 業 相	ハフィズール・ラーマン Mr. Hafizur Rahman
燃料・電力・資源相	ズルフィカル・アリー・ブッドー Mr. Zulfikar Ali Bhutto
内相兼事業相	ザキール・フセイン Mr. Zakir Husain
法 務 相	M. M. イブラヒム Mr. M. M. Ibrahim

パキスタンは連邦制をとり、1955年10月、西パキスタンが一州に統合されるまでは、東パキスタンの一州、西パキスタンの四州、土侯諸州、トライブ地区および連邦首都地区からなっていたが、現在は東パキスタンおよび西パキスタンの両州からなっている。

2. 立 法 1958年の政変までは中央立法機関として東西両パキスタン州から各40名選出される国会、地方立法機関として東西両パキスタンともに各300名の定員を有する州議会とがあったが、1958年10月、国会および州議会ともに解散されたまま新憲法は制定されず、現在は中央、地方ともに議会は設けられていない。

3. 行 政 中央および地方行政機構に分けられる。

(イ) 中央行政機構 大統領が連邦の行政権をもち、その行使は、すべて直接または内閣を通じて行使される。現在の大統領内閣においては、首相はおかれていない。

(ロ) 地方行政機構 各州には大統領によって任命される州知事がおかれ、州知事は州内閣の助言、勧告のもとにその職務を行うことになっている。

4. 司 法 連邦および州にそれぞれ検事総長をおき、各検事総長はつねに大統領または州知事の信任の下に職務を司り、命ぜられた義務を履行する。

パキスタン最高裁判所は長官と6名以下の裁判官からなり、いずれも大統領によって任命される。

第3節 政 治

最高裁判所はカラチおよび長官が定めるその他の場所において開かれるが、少くとも年2回はダッカにおいて開かれる。

地方裁判所は各州に設けられ、長官と大統領が決定する若干の裁判官からなっている。

5. 政 体 パキスタンは1947年のインド独立法にもとづいて、同年8月14日インドから分離し、イギリスの自治領となったが、1956年2月新憲法が制定され、同年3月23日から民主共和国となった。しかしパキスタンは共和国となっても従来どおり英連邦の構成員たることを持続している。

自治領当時は、1935年のインド統活法を漸定憲法とし、イギリス国王の代理の資格をもつ総督によって統活されていたが、共和国宣言とともに、大統領が国の元首となった。初代大統領には総督イスカンダル・ミルザ少将が選ばれたが、1958年10月の政変によりアユーブ・カーン大将（現在は元帥）が第二代大統領に就任し、現在にいたっている。

パキスタンは宗教国家であるだけに、憲法によって回教教義を遵守することを基本精神とし、国名をパキスタン回教共和国と称すること、聖典コーランおよびスンナの教義に反する法律を制定しないこと、大統領は回教徒にかぎること等の諸条項を規定していたが、この憲法は政変により廃棄され、1958年10月国名はパキスタン共和国 (Republic of Pakistan) に改められた。

6. 政 党 1958年10月一切の政党は解散され現在は政党はない。政変前における国会の政党勢力は共和党、(21)、人民連盟 (14)、回数徒連盟 (14)、クリシャク・スラムック党 (7)、ニザメ・イスラム党 (5)、国家人民党 (4)、会議派 (4)、スケジュールド・カスト連盟 (2)、人民進歩党 (1)、無所属 (6)、欠員 (2)、計80議席であった。なお、共産党は1954年7月以降非法となっている。

第4節 財政経済および経済開発計画

1. 財政経済

(1) 総説 1947年パキスタン独立当時の経済状況は、いままで英領インドとして一つの経済体制にあって機能していた地域が二つの独立国に分けられ、しかもパキスタン領となった地域は、いずれも農業地帯で、綿花とジュートの農産物を除いては、他にみるべきものがなかったため、極度の混乱と将来への不安・危惧にみちていた。

(イ) 独立から統合期 (1947～49年) 独立当時の様相は上述の如くであるが、この時期は、混乱から秩序をとりもどして一応の経済的安定をもたらした時期に相当する。とくに、1949年4月発表された「産業政策声明」は、その後の経済政策の指針となり、「工業化・産業開発」の言葉は、パキスタンの国是となった。

(ロ) ポンド切下げによる危機期 (1949～1950年) 1949年9月英ポンドの切下げが行なわれ、これに伴ってポンド圏諸国の通貨はいっせいに切下げられたが、パキスタンのみは、ポンド地域に属しながらパキスタン・ルピーの切下げを行わなかったため、経済的困難に達した。それまでに、ジュート、綿花の主要な顧客国であったインドは、ルピーの平価切下げをしない限り貿易取引を中絶するとの措置に出たので、綿花とジュートは、輸出のために価格を切下げねばならず、これらの生産者の収入を減少させ、生産意欲を著しく阻害した。しかし、他方において、ルピー高評価の下での大量の生産品の輸入は、パキスタンの外貨支払額を節約させ、政府のとったルピー堅持の方針が正しかったことを示したが、輸出不振は次第に経済危機に追込んで行った。

(ハ) 朝鮮動乱期 (1950～53年) 1950年6月朝鮮動乱勃発とともに、パ

第4節 財政経済および経済開発計画

キスタンの経済危機はいっぺんに吹きとばされ、異常なブーム期が到来し、国際収支は6億ルピー余の黒字を記録した。また、食糧生産は順調に伸びて国内需要を賄うことができるようになり、製造業も拡大され生産が著しく増大した。そして、1950年1月に開催されたコロボ会議の議決にもとづいて、同年11月経済開発6ヵ年計画を発表し、工業の発展はようやく具体的な形をとるに至った。ところが、1952年1月に至り国際収支は赤字に転じ、動乱ブームの終末とともに世界的な規模で景気の後退が初まった。そのため、経済開発計画支出の大幅な削減か、輸入制限か、外国援助のいずれかに頼る以外に方法はなかったが、工業生産は依然として上昇を続けた。

(一) 発展期 (1953年～) 1953年4月に至り、ようやく世界的不況の波から立ち直ることができたが、厳しい輸入制限政策がとられ、政府は、国民に対し「輸出所得の中で輸入する」ことを原則とし、しかもその輸入は、産業開発に役立つ資本財を優先し、消費財の輸入は極端にきりつめるという方針に沿って耐乏生活を要求した結果、産業開発の実効性は次第にあらわれ、工業生産は驚異的な伸長を示すに至った。しかし、その反面、農業生産は停滞し、加えて東西パキスタンを襲った大洪水のため食糧危機に見舞われ、綿花およびジュートの輸出停滞に加えて食糧輸入の面からも国際収支は悪化し、経済危機が深まってきたので、1955年7月、政府は遂にルピー平価の切下げを断行した。そして、1956年5月には農業開発に重点をおいた第1次5ヵ年計画を策定し、さらに1959年末に至り、第2次5ヵ年計画を策定し、その実施に移している。

(2) 産業 パキスタンの経済は農業を基幹としており、全人口の約80パーセントが農業に従事している。

(1) 農業 農産物中、東パキスタンのジュート、西パキスタンの棉花はいずれも貴重な外貨収入源となっており、その産出量は、ジュートは世界総生

第1章 総論

産量の約3分の2、棉花は世界の第5位を占めている。食用農産物は、従来、自給自足ないし余剰を輸出して比較的余裕があったが、1952年天倒不順のため非常に不足を来し、アメリカの小麦援助を受けてようやく食糧危機を脱した。その後も洪水によって相当の被害を蒙っているため、アユーブ内閣は1958年10月の政権掌握以来、農産物需給の安定をはかるため、農業開発に最も重点をおき、灌がい施設の拡充、農耕地の拡大、農業技術の改良、肥料の供給等、農産物の増進をはかっているほか、土地改革委員会を設置して、多年懸案となっている土地改革の研究に当らせることとした。

(四) 漁業 漁業はアラビア海およびベンガル湾に約950マイルに及ぶ海岸魚獲線を有し、魚類も豊富であるので海洋漁業に恵まれている。しかし方法が原始的であり、深海漁業の経験がないので沿岸漁業に限られており、水産物は年間約28万トン程度である。そこで政府は、漁業開発のため、漁業資源調査、水産研究所の設立、水産工業の建設計画、東パキスタンに漁業資源調査、水産研究所の設立、水産工業の建設計画、東パキスタンに漁業訓練センターの設置等を考慮しているのでその将来性が期待されている。また、東パキスタンにはブラマプトラ河をはじめその他多くの河川があるので、淡水漁業に恵まれている。

(五) 林業 森林地帯は、全国土の約5パーセント、面積約13,000万エーカーであって、林業資源は貧弱である。森林地域は、東パキスタンの北部西パキスタンの旧パンジャブ州および旧西北辺境州であるが、目下政府はバルチスタンおよびシンド地方の植林計画に力を注いでいる。

(六) 工業 パキスタンは農業にのみ依存する経済基盤の脆弱性にかんがみ、経済の均衡をはるため工業の発展に意を用い、工業化計画の遂行に努力しており、民間企業の振興を奨励するとともに、外国の投資についても特惠措置を設けて、その導入を大いに歓迎している。過去10年にわたるパキス

第4節 財政経済および経済開発計画

タン工業化の成果はめざましいものがあり、1950年を100とする製造工業の生産指数は、1958年末において400を上廻り、年々10~15%の上昇率を示している。しかしながら、工業でみるべきものは、繊維工業と若干の農産物加工工業だけで、その他の工業部門では1956年に策定された工業5ヵ年計画の実施あるいは1952年1月に設立されたパキスタン工業開発公社（Pakistan Industrial Development Corporation PIDC）の積極的工業化にかかわらず、一貫した工業化の成果は期待どおりに上らなかつた。PIDCは1959年3月までに48の工場建設をなし遂とげ4,9660万ルピーに上る事業をおこし、さらに9工場の建設を企画し、総額6,0650万ルピーの支出計画を目下実行中である。

政府が1959年2月発表した工業政策によれば、工業をして外貨獲得に寄与する産業たらしめる基本方針のほか、民間企業を育成、工業のアンバランスの是正、中小企業の振興をはかり、もって雇用量を増大し、国富の均てんを達成しようとする意図が明瞭にうかがわれる。

中小企業育成政策については、アユーブ政権は社会政策的な見地からこれを特に重要視し、中小企業公社（Small Industries Corporation）を充実し、これに技術指導・マーケティング・デザイン・金融斡旋まで行なわしめ、広く全国的な村落工業を振興せんとしている。

工業の業種別については、繊維工業が最もよく進展し、独立当初の紡機117,418錘、織機4,824台に対し、1958年には紡機118万錘、織機28,171台となった。

このほかジュート製品、製紙、セメント、製糖、煙草等の生産量も年々増加の傾向にあり、現在パキスタンにおいて自給生産の域に達した産業として上げられるものは、綿製品、毛織製品（上質のウーステッドを除く）ジュート製品、消費物資（食用油、煙草、マッチ、石鹼、皮製品、自転車タイヤお

よびチューブ) 等である。

(㊦) 鋳 業 鋳物資源は豊富に埋蔵されていると推定されているが、調査が行きとどいていないので、鋳産物は現在のところごく少量である。主な産物は、石油、石炭、石こう、石灰石であるが、西パキスタンのスイおよび東パキスタンのシャルコット両地方に豊富な天然ガスがあり、ガス管を工業地帯に延長し、工業用燃料として活用している。

2. 経済開発計画

(1) 経済開発6ヵ年計画 パキスタン政府は、1948年に開発委員会を設けて各種の開発計画を推進したが、1950年までに同委員会が承認した計画は120年、総額112,500万ルピーにのぼった。

1950年のコロンボにおけるイギリス連邦会議に参加したパキスタンは、コロンボ・プラン計画にもとづく経済開発6ヵ年(1951年7月～1956年6月)計画を作成し、総額26億ルピー、1951～52年度33,500万ルピー、1953～54年度48,000万ルピー、1955～57年度は国民所得の2.5パーセント相当額平均の年間支出が予定された。ところが、朝鮮動乱が勃発し、国際情勢が変化したため、政府は1951年3月に緊急2ヵ年計画を決定した。この計画は、工業開発に重点がおかれ、特に発電所建設と海運の充実に力が注がれた。その所要経費総額は49,500万ルピーで、計画資金配分は、工業=23,000万ルピー、動力=12,500万ルピー、運輸通信=2,500万ルピー、船舶=10,500万ルピー、農業=1,000万ルピーであった。ところが、この計画は、資金調達面で当初予定した程の外国援助がえられなかった。

しかし、コロンボ・プラン計画にもとづく計画は、1957年6月で終了し、支出総32億余ルピーに達し、当初の支出予定額をはるかに上回り、最初の目標とその後修正された目標のいくつかは達成され、そのうち最も著しい成果を示したのは、ジュートおよび棉花の生産であった。

第4節 財政経済および経済開発計画

(2) 第1次5ヵ年計画 1956年5月、政府は、開発事業には自国の人的・物的資源を極力利用する方針をとりいれ、従前の計画よりも充実した国家開発計画第1次5ヵ年計画草案を公表し、実施に移した。

この計画案は、1953年に設立された企画庁が作成に当たったもので、草案発表以来、政府は、実業界・経済学者その他一般の意見を聴取して改訂案を作り上げて1957年5月14日これを発表した。

第1次5ヵ年計画の目標は、1955年度から1960年度までの5年間に国民所得を20パーセント引き上げることとし、このため公共部門80億ルピー、民間部門36億ルピー、総計116億ルピーが計上された。これに要する財源としては、国内財源を74億ルピー（政府15億ルピー、民間59億ルピー）と見積り、不足分42億ルピーを外国民間投資（4億ルピー）および援助・借款（38億ルピー）に依存することにした。

同計画の実施状況をみると、1955—58年度の3ヵ年における投資額は合計47億ルピーで計画総額の44パーセントにとどまり、遂行予定率70パーセントをはるかに下廻ったため、政府は、①計画そのものの現実に則した変更、②食糧対策の緊急性にもとづき農業開発の重要性等を痛感し、前記5ヵ年計画の修正をおこなうこととなり、1958年5月同修正計画を発表した。

この計画によると、国民所得は当初の20パーセント増を15パーセント増に改め、人口増加を考慮に入れた1人当たり国民所得は当初の12パーセントから約7パーセントに変更された。しかし、1960年が同計画の最終年度にあっているが、本年計画は実行半ばにおいて種々困難に遭遇したので計画目標をかなり下回って終えるものと予想される。

(3) 第2次5ヵ年計画 政府は、1959年末、計画委員会が作成した1960年7月から1965年6月までの第2次5ヵ年計画を発表したが、同計画はインフレ再発防止の見地から、急激な工業化を避け、投資の重点を農業生産、水

利，電源開発事業等においている。

同計画にもとづく開発費は，公共部門115億ルピー，民間部門75億ルピー，総計190億ルピーで，このうち110億ルピーは国内投資により，残りの80億ルピーは外国からの援助，借款，民間投資に依存することになっている。

公共および民間部門における産業別開発資金は，

(イ) 公共部門

農業・農村助成	234,000 (万ルピー)
水力・電力開発	314,000
工業・鉱業・燃料	147,000
運輸・通信	216,000
住宅・学校建設	118,000
教育・訓練	79,000
保健・家族計画等	42,000

(ロ) 民間部門

農業・農村助成	100,000 (万ルピー)
水力・電力開発	25,000
工業・燃料・鉱業	270,000
運輸・通信	72,000
住宅等建設	190,000
教育・訓練	15,000
保健・家族計画・社会福祉	10,000
基本的民主主義制度	18,000
在庫準備	50,000

等であり，また，主要産開発計画の内容は，つぎの通りである。

第4節 財政経済および経済開発計画

(イ) 国民所得の増大 1965年までに国民所得20パーセントの増加をはかる。

(ロ) 農業の振興 食糧生産を1959～60年度約1,320万トンから1964～65年度には約1,600万トンの増大をはかり(約20パーセント増加)、食糧の自給自足を達成する。

ジュートと綿花の生産見込量を1959～60年各170万俵、600万俵、1965年度には各230万俵、680万俵とする。

各種農産物増産をはかるため、150万エーカーの土地を灌がいし、700万エーカーの土地改良をはかる。

(ハ) 工業生産の増強 大企業生産を50パーセント以上、中小企業生産を15パーセント増大する。

第2次計画期間中綿紡錘を55万錘増設し、綿布の1人当り国内消費量を10パーセント増の14.5ヤードとする。

総合的鉄鋼工場および天然ガス液体化工場の設立についての調査をさらに一般に押し進める。

中小企業振興費に約5,500万ルピーで、このうち1,600万ルピーを短期及び長期の信用供与のための回転資金に当てる。中小企業に技術上、経済上の助言を与えるため全国各地にサービスセンターを設立するとともに、共同生産施設と原料供給および製品販売のためのサービスセンターを設ける。

中小企業部門への民間投資は2,500万ルピー程度とする。

(ニ) 教育制度の改革と拡充 小学校就学率を55パーセント、中学校就学率を40パーセント高め、児童の小学校就学率を1965年には59.8パーセントとし、その後10年のうちにすべての児童が小学校教育を受け得るようにする。

(ホ) 医療厚生施設の拡大 3,500万ルピーを投資して医療厚生施設を拡充し、治療よりむしろ予防に重点をおいてマラリヤ、結核、コレラ、天然

痘等の疾病を駆除する。東西両パキスタンの農村地方には各々 150 の健康センターを設置する。

(v) 鉄道運輸、海上運輸および内陸水上運輸の改善は、主として鉄道復旧のため 9,600 万ルピーを投資する。貨物運輸量を約 40 パーセント、旅客運輸量を約 20 パーセント増大する。

3. 外国の援助

パキスタンが計画している大規模な開発計画を実行するには、資金面でもまた技術面でも、自国の力だけではなし得ないので、コロンボ・プランに参加して加盟諸国からの援助をうけるほか、アメリカのポイント・フォア計画、国連技術拡大援助機関、フォード基金、世界銀行等から協力をうけているが、これらは開発計画に対する資本・施設の供与、国内生産を上げるための工業用原材料・物資の供与、海外研修、社会経済事業に対する財政援助等、広範囲にわたっている。殊に最近ではパキスタンの財政が窮乏となっているだけに、外国からの援助は一層強く要望されている。

民間企業についても、これが純然たる経済的のものであって、なんらの利権を求めない場合は、パキスタン人と同等の待遇、元本および利潤の自由送金等を認めて外国資本の投下を大いに歓迎している。

諸外国のうち最も重要なものはアメリカの援助で、アメリカとは 1958 年対パキスタン経済技術援助協力協定を締結している。

1959 年 4 月発表されたパキスタン政府の予算白書によれば、パキスタンが 1959 年 3 月までに諸外国から供与された経済援助の総額は約 11 億ドルに達しており、その各国別援助額は、つぎのとおりである。

アメリカ	95,652 (万ドル)
カナダ	8,519
オーストラリア	2,698

第5節 日本との関係

ニュージーランド	503
イギリス	296
国連	893
フォード財団	1,431
スウェーデン	41
その他	13
	110,051

第5節 日本との関係

1. 総説 パキスタンの対日態度は極めて友好的であって、サンフランシスコ平和条約会議においては、終始わが国に対して強い同情を示した。その後開かれた国際会議においても、つねに友好的な態度をとっている。

わが国は戦後パキスタンとの通商および経済関係を増進するため、1952年12月カラチに日本政府在外事務所を設置した。その後平和条約発効により両国間の外交関係が開かれたので同事務所は大使館となった。また東パキスタンのダッカにはわが領事館がある。

2. 経済技術協力関係 パキスタンはわが国に対しても早くから経済および技術の援助・協力を期待しているが、諸外国のように経済援助はしていない。しかしわが国はコロンボ計画の技術協力計画にもとづいて技術者を派遣しており、またパキスタン人技術者の日本における研修をもおこなっており、1954年4月から1959年12月末までに21名のパキスタン人研修生の受け入れを行っている。現在コロンボ計画を通じてわが国から農村青年が派遣され、日本式稲作技術を紹介してパキスタンの食糧増産に貢献している。

またパキスタンの農業指導のため同国政府の要請にもとづいて近いうちに

東パキスタンに農業技術訓練センターを設置し、わが国から専門家、農業具等が送られる予定になっており、目下その準備が進められている。

民間の経済協力については、1957年1月旭化成と PIDC およびダーウッド社との間にレーヨンの合弁事業の契約が調印されたほか、同年末、神戸製鋼その他4社が PIDC による東パキスタンの尿素工場建設の落札に成功、さらに1959年初めには新三菱重工と神戸製鋼により同工場付属発電所建設工事を落札、両工場ともすでに建築が始められており有力なプラント輸出の前途を開いた。このほかセメント合弁事業の設立についての話が進行中で、両国間の企業提携はようやく軌道にのりつつあり、今後の発展が期待されている。

なお、1957年設立されたパキスタン投資および産業公社は対してわが国はアメリカ・イギリスとともに出資している。

3. 友好通商条約 日本国及びパキスタンは、両国間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、両国の国民の間の貿易上及び通商上の関係を促進し、並びに相互に有益な投資及びその他の形態の経済的協力の助長することを希望して、無条件に与えられる最恵国待遇の原則を一般的に基礎とする友好通商条約を締結することを決定し、そのための全権を有する、日本国内閣総理大臣池田勇人及び日本国外務大臣小坂善太郎とパキスタン大統領元帥モハマッド・アユーブ・カーンは、それぞれ日本国及びパキスタンのために、次の諸条を協定した。

第1条 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域に当該他方の締約国の法令に従って入ることを許され、かつ、当該他方の締約国の領域への入国並びに同領域内における滞在、旅行及び居住に関するすべての事項について、最恵国待遇を与えられる。

第2条 (1) いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内におい

第5節 日本との関係

て、(a) 良心の自由を享有し、(b) 公私の宗教上の儀式を行ない、(c) 国外の公衆に周知させるため資料を収集し、及び送付し、並びに(d) 当該領域の内外にある他の者と郵便、電信その他一般に公衆の用に供される手段によって通信することを許される。

(2) 本条の規定は、公の秩序を維持し、及び公衆の道徳又は安全を保護するため必要な措置を執る締約国の権利の行使を妨げるものではない。

第3条 (1) いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、いかなる種類の不法な迫害も受けることはなく、かつ、いかなる場合にも国際法の要求する保護及び保障よりも少なくない不断の保護及び保障を受けるものとする。

(2) いずれか一方の締約国の領域内で他方の締約国の国民が抑留された場合には、もよりの地にあるその者の本国の領事官は、その者の要求に基づき、直ちにその旨を通告され、かつ、その者を訪問し、及びその者と通信することが許される。その者は、(a) 相当なかつ人道的な待遇を受け、(b) 自己に対する被疑事実を正式にかつ直ちに告げられ、(c) 自己の弁護のための適当な準備に支障がない限りすみやかに裁判に付され、及び(d) 自己の弁護に当然必要なすべての手段（自己が選任する資格のある弁護人の役務を含む）を与えられる。

(3) (a) いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、すべての強制軍事服役及びその代りに課されるすべての課徴金を免除される。

(b) いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、すべての強制公債、軍事積立金、軍用徴発又は強制宿営に関して、最恵国待遇を与えられる。

第4条 (1) いずれの一方の締約国の国民及び会社の財産も、他方の締約国

の領域内において、不断の保護及び保障を受けるものとする。

(2) いずれの一方の締約国の国民及び会社も、その住居、事務所、倉庫、工場その他の建造物で他方の締約国の領域内にあるものについては、不法な侵入及び妨害を受けないものとする。当該建造物及びその中にはある物件について必要がある場合に行なう当局の搜索及び検査は、占有者の便宜及び業務の遂行に周到な考慮を払い、法令に従ってのみ行なうものとする。

(3) いずれの一方の締約国も、他方の締約国の国民又は会社がその設立した企業、その資本又はその提供した技能、技芸若しくは技術に關し適法に取得した権利又は利益で当該一方の締約国の領域内にあるものを害するおそれがある不当な又は差別的な措置を執ってはならない。

(4) いずれの一方の締約国の国民及び会社の財産も、他方の締約国の領域内において、公共のためにする場合を除くほか、収用し、又は使用してはならず、また、正当な補償を迅速に行なわないで収用し、又は使用してはならない。その補償は、実際に換価することができるもので行なわなければならない。また、収用し、又は使用した財産に十分相当する価額のものでなければならない。

(5) いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、(2)及び(4)に規定する事項に関しては、いかなる場合にも、最恵国待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第5条 (1) いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、税金の賦課、裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利、財産権、法人への参加並びに一般にあらゆる種類の事業活動及び職業活動の遂行に關するすべての事項について、最恵国待遇を与えられる。

(2) いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内にお

第5節 日本との関係

いて、特許権の取得及び保有並びに商標、営業用の標章に関する権利並びにすべての種類の工業所有権に関して、内国民待遇を与えられる。

(1) (2)の規定にかかわらず、各締約国は、相互主義に基づき、又は二重課税の回避若しくは脱税の防止のための協定により、租税に関する特別の利益を与える権利を留保する。

第6条 一方の締約国の国民又は会社と他方の締約国の国民又は会社との間に締結された仲裁による紛争の解決を規定する契約は、いずれの一方締約国の領域内においても、仲裁手続のために指定された地がその領域外にあるという理由又は仲裁人のうちの1人若しくは2人以上がその締約国の国籍を有しないという理由だけでは、執行することができないものと認めてはならない。その契約に従って正当にされた判断で、判断がされた地の法令に基づいて確定しており、かつ、執行することができるものは、いずれの一方の締約国の領域内においても、その判断がされた地がその領域外にあるという理由又は仲裁人のうちの1人若しくは2人以上がその締約国の国籍を有しないという理由だけでは、無効と認め、又は執行のための有効な手段を拒否してはならない。

第7条 すべての種類の関税及び課徴金で、輸入若しくは輸出について若しくはそれらに関連して課され、又は輸入品若しくは輸出品のための支払手段の国際的移転について課されるものに関し、それらの関税及び課徴金の賦課の方法に関し、輸入及び輸出に関連する規則及び手続に関し、輸出貨物に対する内国税の適用に関し、輸入貨物について又はこれに関連して課されるすべての内国税その他すべての種類の内国課徴金に関し、並びに輸入貨物の国内における販売、販売のための提供、購入、分配又は使用に影響を及ぼすすべての法令及び要件に関し、いずれか一方の締約国がいずれかの第三国に仕向けられる産品に対して与えているか、又は将来与えるす

すべての利益、特典、特権又は免除は、他方の締約国の領域を原産地とする同様の製品又は他方の締約国の領域に仕向けられる同様の製品に対し、即時に、かつ、無条件に与えられるものとする。

第8条 (1) いずれの一方の締約国の国民及び会社も、両締約国の領域の間における支払、送金及び資金又は金銭証券の移転に関して、並びに他方の締約国の領域と第三国の領域との間における支払、送金及び資金又は金銭証券の移転に関して、最恵国待遇を与えられる。

(2) (1)の規定は、いずれか一方の締約国として有するか又は有することがある権利及び義務に合致するような為替制限を課することを妨げるものではない。

(3) いずれの一方の締約国も、他方の締約国のすべての製品の輸入に対し、又は当該他方の締約国の領域に仕向けられるすべての製品の輸出に対し、なんらの制限又は禁止をも課してはならない。ただし、すべての第三国の同様の製品の輸入又はすべての第三国への同様の製品の輸出が同様に制限され、又は禁止されている場合は、この限りでない。

(4) (3)の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、貨物の輸入及び輸出について、当該一方の締約国が、(2)の規定に基づいて当該時に課することができる為替制限と同等の効果を有する制限又は統制をすることができる。

第9条 両締約国は、両国間の貿易を発展させ、及び経済関係を強化すること並びに、特にそれぞれの領域内における経済の発展及び生活水準の向上に資するため、科学及び技術に関する知識の交換及び利用を促進することを目的として、相互の利益のため、協力することを約束する。

第10条 (1) 各締約国は、(a) その政府が所有し、又は支配する企業及びその領域内で排他的的又は特別の特権を与えられた独占企業又は機関が、他方の締約国の通商に影響を与える輸入又は輸出を伴う購入又は販売を商業的

第5節 日本との関係

考慮（価格、品質、入手可能性、市場性、運送その他購入又は販売の条件等に関する考慮をいう）によってのみ行なうべきこと並びに (b) 他方の締約国の国民、会社及び通商が、前記の購入又は販売に参加するために競争する適当な機会を通常の商慣行に従って与えられるべきことを約束する。

(2) 各締約国は、他方の締約国の国民、会社及び通商に対し、(a) 政府による需品の購入、(b) 特権の賦与その他政府による契約及び (c) 政府又は排他的の若しくは特別の特権を与えられた独占企業若しくは機関が行なう役務の販売に関しては、第三国の国民、会社及び通商に与える待遇と比べて公正なかつ衡平な待遇を与えなければならない。

第11条 (1) この条約のいかなる規定も、いずれかの一方の締約国が関税及び貿易に関する一般協定若しくは国際通貨基金協定又はそれらを修正若しくは補足する多数国間の協定の締約国として有するか、又は有することがある権利及び義務については、両締約国が当該協定の締約国である限り、影響を及ぼすものではない。

(2) この条約は、次の措置を執ることを妨げるものではない。

- (a) 金又は銀の輸入又は輸出を規制する措置
- (b) 核分裂性物質、核分裂性物質の利用若しくは加工による放射性副産物又は核分裂性物質の原料となる物質に関する措置
- (c) 武器、弾薬及び軍需品の生産若しくは取引又は軍事施設に供給するため直接若しくは間接に行なわれるその他の物質の取引を規制する措置
- (d) 国際間の平和及び安全の維持若しくは回復に関する自国の義務を履行し、又は自国の重大な安全上の利益を保護するため必要な措置
- (e) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国宝の保護のために執られる措置

(f) 公衆衛生の保護並びに病気、害虫及び寄生物に対する動植物の保護に関する措置

(g) 第三国の国民がその所有又は管理について直接又は間接に支配的利益を有する会社に対してこの条約に定める利益（法律上の地位を認めること及び裁判所の裁判を受ける権利を除く）を拒否する措置

(3) 第7条及び第8条の規定は、いずれか一方の締約国が与える次の利益には適用しない。

(a) 内国漁業の産品に与える利益

(b) 国境貿易を容易にするため隣接国に与える利益

(c) 当該一方の締約国が加盟国となる関税同盟又は構成地域となる自由貿易地域の存在に基づいて与える利益 ただし、当該一方の締約国が、自国の計画を他方の締約国に通報し、かつ、協議のための適当な機会を当該他方の締約国に与える場合に限る。

第12条 (1) 「内国民待遇」とは、一締約国の領域内で与えられる待遇で、当該締約国のそれぞれの国民、会社、産品その他の対象が同様の場合にその領域内で与えられる待遇よりも不利でないものをいう。

(2) 「最恵国待遇」とは、一締約国の領域内で与えられる待遇で、第三国のそれぞれの国民、会社、産品その他の対象が同様の場合にその領域内で与えられる待遇よりも不利でないものをいう。

(3) この条約において「為替制限」とは、いずれか一方の締約国が課するすべての制限、規制、課徴金、租税その他の要件で、両締約国の領域の間における支払、送金又は資金若しくは金銭証券の移転について負担又は妨害となるものをいう。

(4) この条約において「会社」とは、関係法令に基づいて設立された商業、工業、金融業その他営利を目的とする事業活動に従事する社団法人、組合、

第5節 日本との関係

会社その他の団体をいう。

第13条 (1) 各締約国は、他方の締約国がこの条約の実施に関する事項について行なう申入れに対しては、好意的考慮を払い、かつ、その申入れに関する協議のため適当な機会を与えなければならない。

(2) この条約の解釈又は適用に関する両締約国の紛争で外交交渉により満足に調整されないものは、両締約国が他のなんらかの平和的手段による解決について合意しなかったときは、国際司法裁判所に付託するものとする。

第14条 (1) この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにラワルピンディで交換されるものとする。

(2) この条約は、批准書の交換の日の後1ヵ月で効力を生ずる。この条約は、5年間効力を有し、その後は、この条約に定めるところにより終了するまで効力を存続する。

3 いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し1年前に文書による予告を与えることによって、最初の5年の期間の終りに又はその後何時でもこの条約を終了させることができる。

議 定 書

日本国とパキスタンとの間の友好通商条約に署名するに当って、下名は、さらに、同条約の不可分の一部と認められる次の規定を協定した。

1 第1条の規定は、日本国に対し、パキスタンがイギリス連邦諸国の市民に対して与えているか、又は将来与える権利及び特権の享受を要求する権利を与えるものと解してはならない。

2 第1条の規定に関し、いずれか一方の締約国の国民で特定の目的のため他方の締約国の領域に入ることを許されるものは、その入国許可の条件として法令により明示的に課される制限に反して営利的職業に従事する権利を有しない。

3 各締約国は、外国人がその締約国の領域内で営利を目的とする活動（事業活動）に従事する企業を設立し、又は当該企業における利益を取得することができる限度を定める権利を留保する。ただし、いかなる場合にも、最恵国待遇よりも不利でない待遇を与えることを条件とする。もっとも、いずれか一方の締約国がその領域内でそれらの活動を行なうことを外国の国民又は会社に許す限度について新たに行なう制御は、その実施の際その領域内でそれらの活動に従事している企業で他方の締約国の国民又は会社が所有し、又は支配しているものに対しては、適用しない。

4 第5条(1)の規定に関し、いれずの一方の締約国も、不動産に関する権利の享有についての待遇が相互主義に服すべきことを要求することができる。

5 この条約のいかなる規定も、著作権に関して、いかなる権利をも許与し、又はいかなる義務をも課するものと解してはならない。

6 第4条(4)の規定は、いずれか一方の締約国の領域内で収用され、又は使用される財産で他方の締約国の国民及び会社が直接又は間接に利益を有するものについても適用する。

7 第8条の規定は、輸入及び輸出に関する差別を排除することを目的とするものであって、国際収支の理由に基づいて、ある通貨による取引に対し他の通貨よりも有利な待遇を与える特別の取扱いを排除することを意図するものではない。

8 第7条及び第8条の規定は、パキスタンがイギリス連邦諸国及び隣接国に与えている特恵又は利益で、この条約の署名の日存在するものについては、適用しない。

9 この条約のいかなる規定も、パキスタンに対し、(a) 日本国が1951年9月8日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第2

第5節 日本との関係

条の規定に基づいて日本国がすべての権利、権原及び請求権を放棄した地域を原籍とする者に対し、又は (b) 同平和条約第3条に掲げるいずれかの地域に対する行政、立法及び司法に関し同条後段に掲げる事態が継続する限り、同地域の原住民及び船舶並びに同地域との貿易に対して与えているか、又は将来与える権利及び特権の享受を要求する権利を与えるもの解してはならない。

以上の証拠として、下名は、この議定書に署名した。

1960年12月18日に東京で、英語により本書2通を作成した。

第2章 国家経済に関する基本原則

パキスタン回教共和国憲法

(The Constitution of the Islamic Republic of Pakistan)

(1956年2月29日制定)

第2編 基本的人権

第3条 (国の定義)

本編において、「国」とは、文脈が他の内容を必要としない限り、連邦政府・議会・州政府・州立法部およびパキスタンにおけるすべての地方的またはその他の官庁を含むものとする。

第4条 (移転の自由、財産の所有および処分の権利)

公共の利益のため法律により課す合理的な制限の範囲内で、すべての市民は、

- (i) パキスタンにおいて自由に移転し、および、その一部に定住し、
- (ii) 財産を取得し、所有し、および、処分する

権利を有する。

第15条 (財産権の保護)

- (1) 何人も、法律によるときのほか、その財産を奪われない。
- (2) いかなる財産も、公共のためであって、補償について規定し、かつ、

第2章 国家経済に関する基本的原則

補償額を確定しているか、または、補償を決定し、および、支払を行うべき方法の原則を特定した法律によるときのほか、強制的に取得され、または、占有を奪われない。

(3) 本条項は、

(i) 現存する法律、または

(ii) 生命、財産または公衆衛生に対する危険を回避するため財産の強制取得または占有剥奪を認める法律、または

(iii) 法律により避難民財産とされ、または、みなされた財産の管理または取得に関する法律、もしくは

(iv) 所有者の利益のため一定期間における財産の管理の国による引受を定める法律

の効力に影響を及ぼさない。

(4) 本条第2項および3項において、「財産」とは、不動産、商業上または工業上の企業もしくはこれらの企業の関連事業をいう。

第3編 国家政策の指導原則

第23条 (国の定義)

(1) この編において、「国」とは、文脈が別の内容を要求しない限り、第2編における場合と同様の意味を有する。

(2) 国は、政策の形成にあたって、本編の規定により指導されなければならない。但し、これらの規定は、裁判所によって執行されない。

第24条 (回教徒の統一および国際平和の促進)

国は、回教徒諸国間の統一の結束を強め、国際間の平和および安全を促進

第2章 国家経済に関する基本的原則

し、すべての国民間の善意かつ友好な関係を育成し、ならびに平和的手段による国際紛争の解決に努力するようつとめなければならない。

第25条（回教教理の促進）

(1) パキスタンの回教徒としてその生活を聖なるコーランおよびスンナーに従って個人的および集団的に規律することを可能ならしめる方策がとられなければならない。

(2) 国は、パキスタンの回教徒に関し、

(イ) 聖なるコーランおよびスンナーに従って生活の意義を理解することを可能ならしめるような施設を供給し、

(ロ) 強制的に聖なるコーランの授業を与え、

(ハ) 統一および回教の道德基準の遵奉を促進し、ならびに

(ニ) 宗教上の喜捨、財団および回教寺院の正当な組織を維持するようつとめなければならない。

第26条（教派およびその他同様な偏見の阻止）

国は、市民の間における教派的・人種的・種族的・宗教的および地方的偏見を阻止しなければならない。

第27条（少数者の保護）

国は、連邦および州の公務における正当な代表を含む少数者の適法な権利および利益を保護しなければならない。

第28条（社会的向上の原則）

国は、

第2章 国家経済に関する基本原則

(イ) 特別の注目を払って、特別地域の国民、後進階層および指定姓階の教育的および経済的利益を増進させ

(ロ)～(ハ)——略

るようにつとめなければならない。

第29条（国民の社会的・経済的福祉の増進）

国は、

(イ) 姓階、信条または人種にかかわらず、通常人の生活水準の引上、通常人の利益に反する富および生産手段ならびに分配の少数者の手への集中の防止、ならびに、使用者・被雇用者間および地主・小作人間の権利の衡平な調整の保障により、国民の福祉を確保し、

(ロ) すべての市民のために、国家の可能な資源の範囲内で、労働施設および合理的な休息ならびに休暇を伴う適切な生活手段を供給し、

(ハ) パキスタンの公務および私企業にたずさわるすべての者のため、強制社会保険またはその他の方法により、社会保障を供給し、

(ニ) 姓階、信条または人種にかかわらず、病弱・疾病または失業のため恒常的または一時的に生活手段をえられない市民のため、食糧・衣服・住居・教育および医療保護のような基本的な生活必需品を供給し、

(ホ) 諸階級のパキスタンの公務にたずさわる者の給与について合理的な範囲まで不均等を消滅させ、ならびに

(ヘ) できる限り速かに高利貸を排除するようつとめなければならない。

第30条（執行部から司法部の分離）——（略）

第31条（パキスタン国民による国家活動への平等参加）——（略）

第3章 外資導入関係法

1. 総説 パキスタンには、外資導入法というような特別法規はなく、外資をどのように取扱うかは、そのときどきの政府の方針にかかっている。その意味で、1948年の産業政策声明、1954年の政府声明および1959年の新産業政策声明が最も重要な地位を占めている。

2. 1948年産業政策声明 1948年4月2日商工事業省工業局は、つぎのようなステートメントを発表している。

1. まえがき パキスタン政府は、これまでパキスタンにおける産業開発計画に関連する種々の問題および健全にして鞏固なる経済の樹立を保証するよう目論まれた産業政策の体系化を考慮してきた。特に政府はカラチにおいて、1947年12月13日から17日までの期間、すべての州および土侯州代表が参集して開催したパキスタン産業政策会議がなした勧告を検討した。パキスタン政府は、この際、産業政策の種々の部面について、政府が到達した結論を公表し、これによって民間企業が、パキスタンの産業発展にその役割を果たしうことは公共の利益にそうものであると考えている。

2. パキスタン経済の特質 パキスタンは、本質的には農業国であり、国民の大部分は、村落に住み、かつ働いている。通常、工業的に進歩した国にみられる技術および工業施設、研究所、分析実験所、信用およびサービスに関する機構は、未だこれから組織されなければならない。

パキスタン経済の現情においてみられる最も顕著な特長は、尨大な天然資源と極度の産業後進性とが著しい対照をなしていることである。当国は世界のジュート生産量の殆んど75パーセントを生産しながら、一つのジュート工

第3章 外資導入関係法

場さえ持っていない。年産150万ベールを超える良質の綿花を生産するにもかかわらず、それを利用する織物工場は、非常に少いのである。このほか重要生産物をあげれば皮革、羊毛、甘蔗およびタバコが豊富に生産されている。さらにまた、パキスタンの相当量の鉱物、石油および動力資源は、未だ手がつけられないままである。従っていかなる工業化政策を実施するに際しても、これらの欠陥およびハンディキャップを背負わされている当局は、すべてが協力して、これを克服するための努力を傾けなければならない。

3. 目標および目的 このことは、有利にして正当な雇用を提供することにより、また、欠乏からの自由、機会均等、労働の尊さおよび富のさらに適当な分配を保證することにより、自然の力および財貨を、国民に奉仕するよう可能な限り最大限に利用することより、招来される国民の生活水準の改善というように、非常に広く、定義づけることが出来る。次に述べる諸条件に従い、民間企業および個人の創意には、自由な役割が与えられるであろう。政策を画定するに当り、政府は、他国の経験を指針とした。また政府は、他国で工業的な発展に随伴して起った弊害を回避するように切望した。

4. 農業と工業 農業を主とするパキスタンの経済にかんがみ、必然的にまず、農業および農業を基礎とし、或いは農業に関連する工業の再建および開発、並びに中小および家内工業に重点を置かなければならない。しかし、国家の安全、或いは国家の一般的繁栄に必要な大規模な工業の開発もまた、最高度の注意と奨励を受けるであろう。故に、パキスタンは、第1に、自国領土内において、自国産原料、特に、ジュート、綿花、皮革等の製品の製造に努めるであろう。これらの製品に対しては、国の内外を問わず保証された市場がある。同時に、国内市場の需要に應ずるため、現在パキスタンが国外の供給源に依存している消費材工業の開発に努力が払われるであろう。重工業のあるものは、工業計画の後の段階において提出しなければならないもの

であるかも知れないが、強固にしてかつ均衡のとれた経済を早急に達成するため、必要と考えられる。いかなる重工業をも開発する機会は、失われないであろう。

5. 計 画 健全な線の上に、パキスタンの産業発展を保証するためには、かかる発展が、明確かつ完璧な計画に従って、実施されることが必要である。かかる計画作成に当っては国全体としての資源および需要について、しかるべき考慮が払われるであろう。これらの諸条件は、計画立案の業務が、大半、「中央」の責任となるならば、最もよく満たすことが出来る。

6. 産業計画立案および開発における「中央」と「州」の役割 1935年のインド統活法の下では、産業開発は州の問題であるが、中央は、中央政府の管理の下に、ある種の産業を開発することが、公共の利益のため得策であるということを宣言する機会を与えられている。

この規定は、パキスタンのような低開発国の特別な要請に対しては、本来欠陥があり、かつ、不適當なものである。産業開発は、財政政策と結び付いているので、両者は、密接に総合されなければならない。そこで、再び、現今の産業立地は、均衡のとれた地域的发展と戦略的考慮の要請により、決定されるといえる。中央は、これらの事項につき判断するのに州よりも、有利な立場にある。中央の管理はまた、調達を便ならしめ、かつ、供給不足の機械および原料を、州および土侯州との間に適当に割当ててのを保証するために必要である。

これらおよび他の諸理由のため、州と協議して、「産業開発」を、州立法の表から共同立法の表に移管することを提案する。

同様な考慮は、現在州の活動範囲内にある鉱山および油田並びに鉱物開発規則に、適用される。既に、州は、暫定措置として、拡張の申請あるいは新規採掘権取得のすべての案件を、中央政府へ回付することに同意した。ここ

第3章 外資導入関係法

において、中央は、州と協議して、鉱山および油田並びにこれらの開発を規制する権限を、公式に接收することを提議する。

7. 開発計画を促進する機関 このことは、中央が、産業計画立案の事項につき、独占的管轄権を持つことを意味するものではない。事実、パキスタン産業政策会議の勧告によれば、差し当り中央の計画立案を、主として付表1に列記された27の産業に制限することが提議されている。州は、計画作成の業務で、中央と密接に連携することになるのであろうし、また、中央政府が所有し、或いは操業する産業を除き、計画の実施は、主として州の責任となるであろう。中央の計画立案は、諸州への産業種目の割当てにまで及ぶであろう。そして、産業種目の州内での所在地決定は州との協議で行われる。中央は、外国からの資本、機械および工場施設の調達並びに供給不足の必須原料の調達および分配を援助するであろう。中央は、適当な生産水準維持を保証するための機構を漸次樹立するであろう。この機関は、進捗の速度が計画どおりになるように保証するため、産業開発に対し一般的監督を行う権限を与えられるであろう。技術教育および訓練の分野においては、中央は、州と協力するであろう。中央はまた、科学および産業上の研究の奨励についても責任を分担し、かつ、他国における産業上の実験および、その成果に関する情報交換所としての役割を果たすであろう。

中央をして、任務を尽し、かつ、以上に略説した責任を果たすことを可能にするため、最近既にパキスタン政府は、入手可能な資源が、出来るだけ最も有利に使用されるよう、中央および州の開発計画を調整するために、また開発計画の中の優先順位に関し勧告を行うために、さらにまた、あらゆる分野における調和のとれた進捗を阻害する隘路および困難を除去するため、開発計画を絶えず監視するために、開発庁を設置した。また、政府に対し、計画および開発に関し一般に勧告するために、また、計画実施の進捗振りを検討す

第3章 外資導入関係法

るために、さらにまた、国家により企画された各種の開発計画の必要性に関し、民衆を教育するために、中央政府および土侯州、並びに、工業、貿易、銀行、労働等の特別の利害関係者の代表から構成される計画立案諮問会議も設立された。パキスタン産業政策会議の勧告に従い、産業協議会および委員会が中央および州政府により設立され、各種産業に対する詳細な計画の作成が進行中である。これらの機関の努力の結果、開発7ヵ年計画の第1段階が実現することを希望する。

8. 工業に対する国家の関係 つぎに考慮すべき点は、工業に対する国家の関係、特に国家が所有すべき工業の限界、並びに、民間工業に対する政府の管理の性格および程度である。専売事業および公共事業が、特に国有化に適するということは、一般的に同意されている。これは、郵便、電信、電話、無電および放送のような通信事業、並びに、既に、すべて国有国営化されている鉄道のような輸送事業についていえるであろう。輸送の他の3つの形態—道路、河川および航空—に関しては、既に政府は、民間航空に関する政策を公表した。道路輸送に関する限り、多くの州政府は、既に道路輸送を部分的に国有化しており、残部を、おって国有化することを提案している。河川輸送については、政府は、差し当り、これを民間企業に委ね、これが国有化の問題は、おって検討することを提案する。他の諸工業に関しては、パキスタン政府は、差当り、つぎのものを、国有国営にすることを提案する。

- (イ) 戦争用武器および弾薬
- (ロ) 水力発電、並びに
- (ハ) 鉄道車輛、電話機、電信機および無電機の製造

しかし、パキスタン政府は、国家の安全または経済的福祉に重大な関係のある他のすべての工業についても接收し、または、これに参加する権利を留保しなければならない。政府は、民間資本が、国家的に重要な特定の工業の

第3章 外資導入関係法

開発のために適切な措置をとらない場合、他の目的のためというよりは、民間企業を誘引する手段として、局限された数の標準種目を設定することを、国家の利益のため、必要と認めることができる。

9. 民間経営に対する管理 民間経営として残される工業に対する政府の管理の限界については、すでに表明された。政府は、工業目標の決定、工業の立地および供給不足の原料の割当に対して責任を持つであろう。政府はまた、労務の使用者が、特に労働時間、賃金、労働状態および雇用の諸事項につき、公正な労働基準を維持することを保証するであろう。

10. 工業に対する援助 工業開発における政府の役割が、単に消極的かつ調整的なものであるべきだとすることは、パキスタン政府の望むところではない。積極的な面で、政府は、民間工業の設立および発展のため、あらゆる妥当な援助を与えるであろう。平和および国内治安並びにいかなる経済発展にも必要な前提条件である強固な政府の樹立は別として、政府は、工業と貿易が発展し、かつ、繁栄するような状態を作り出すように努めるであろう。パキスタンの相当量の鉱物および鉱物油の資源は、測量され、かつ、精力的に開発されるであろう。パキスタンの動力資源の開発計画は、作成されつつあり、その実施については、最高の優先順位が与えられるであろう。重要港であるカラチおよびチッタゴン港の改良計画は、既に完成しており、輸送効率を最高に増進するための措置がとられつつある。工業が必要とする原料の生産を増加し、かつ、その品質を改良するため、農業開発の措置もまたとられつつある。政府は、外国から、資本財、機械および必要な原料調達のため、また科学的小および工業上の研究を発展させるため、さらにまた、外国における技術教育および訓練の便宜獲得のため、必要なあらゆる援助を提供しつつあり、また引続き提供するであろう。

政府は、既に、工業を援助するため、工業金融公社設立の意図を表明した。

第3章 外資導入関係法

詳細な提案は、議会の委員会により作成されつつある。可能な限り、政府は、他国の生産品に優先して、自国の生産品を購入することにより、パキスタンの工業を奨励している。

州および土侯州政府は、既に、工場敷地として必要な土地の購入、並びに電力および他のサービスの手当につき、工業家を援助しており、また引き続き援助するであろう。若干の州、特にシンド州は、通信、動力および最も進歩的の水準で建設された工場用建物を適切に備えた大規模な工業用分譲地の開発に着手した。その他の施設が、中央、州および土侯州政府を一方とし、私企業を他方とする、相互間の密接な協力の結果、使用出来るようになることは疑いないであろう。

11. 関 税 新しく生まれつつある工業を、外部からの競争に対し保護することは、政府の慣行として十分に認識されている。パキスタン政府は、パキスタン内に設立された工業に対する、妥当な保護措置に対しての要求には、常に、好意的考慮を与える用意がある。かかる要求は、必要に応じて任命される関税会議の検討に委ねられるであろう。

12. 課 税 ひっ迫している予算状況にもかかわらず、パキスタン政府は、新しい産業計画が、将来暫くの間、多分蒙ると思われる損害を、可能な限り課税政策により軽減すべきであること、並びに、パキスタンの産業開発に参加する者には、妥当な機会と相当な利益水準が許容されるべきであることを認識している。最近政府は、工業に対する、つぎの課税上の救済措置を発表した。

- (1) パキスタン内において、動力機械を使用し、かつ、50人以上を使用する新しい工業企業は、1948—9年課税年度から始まる5年間は、資本金(運用)の5%を超えない利益に対し、所得税、付加所得税および事業利益税を免除される。

第3章 外資導入関係法

- (2) 1946年4月1日から、1953年3月31日（これら双方の日を含む）までの間、第1年度において建てられた建物に対しては15%の率で、またその他の建物に対しては10%の率で、特別減価償却（通常の減価償却の外に）が認められる。
- (3) パキスタンにおいて、従前使用されていなかった機械または工場施設を設備した場合は、20%の初期減価償却が許される。
- (4) 1948年4月1日以降、1953年4月1日以前に設備された工場施設および機械に関しては、規定の率の2倍の減価償却が許される。
- (5) 2交代または3交代の操業が行われた日数に比例して、2交代操業に対しては、通常の率の50%増、また3交代操業に対しては通常の率の100%増で、機械および工場施設に対する減価償却の加算が認められる。
- (6) 所得税法中に、科学的研究費に対し、手心を加えることが規定されている。
- (7) 連合王国所得税につき、救済が取決められている。また、アメリカ合衆国とパキスタンとの、二重課税防止の取極めが考慮されている。

13. 外国資本　パキスタンは、純然たる工業的および経済的目的からで、何等の特権を要求しない投資を行おうとする外国資本を歓迎するであろう。

しかし、パキスタン人が、工業の管理部門および技術部門の双方に配置されることにより、パキスタン国民の参加が保証されなければならない。

かまた、パキスタンで、事業を行うことを望む事業家は、パキスタン国民に訓練の便宜を与えなければならない。外国商社が、工業の設立よりも、むしろ、貿易の施設を希望するときには、その子会社は、パキスタンにおいて登記されなければならない。これらの諸条件に従い、土着資本参加の機会が与えられ、かつ、独占がさげられない限り、外国資本は歓迎されるであろう。政府は、国家の利益のため、パキスタン国民は通常、下記の工業において、

第3章 外資導入関係法

すべての種類の資本株式および社債の、少くとも、51%に応募する選択権を与えられなければならないと思考する。

- (1) セメント
- (2) 石 炭
- (3) 綿紡織工場
- (4) 魚のカン詰および魚油
- (5) 発電（水力発電以外のもの）
- (6) ガラスおよび陶器
- (7) 重化学品および染料
- (8) 鋳 物
- (9) 保存および調理食料
- (10) 動力用アルコール
- (11) 造 船
- (12) 砂 糖
- (13) なめし、および、なめし皮

他の工業に関しては、通常、すべての種類の資本株式および社債の、少くとも、30%に応募する機会が、パキスタン国民に対して与えられなければならない。しかし、もしいずれかの案件について、政府が必要額の土着資本が出資されないことを納得したならば、残額は、政府の事前の承認を得て、外国投資家が応募しても差し支えない。

国家の安全並びに政治的および経済的福祉のために必要なこれらの諸条件は別として、他国の国民により、融資され、かつ、管理される工業は、公平かつ公正な待遇を保証される。政府は、利益の妥当な部分を、資本を導入した国へ送金することに対して便宜を許与するであろう。

政府は、石油および石油製品に関する政策を考究中であり、おって発表す

第3章 外資導入関係法

るであろう。

14. 結 論 政府は、政府の行為が、いかに有益かつ速大であっても、それだけでは、強烈な工業化時代において、先導の役割を果すものではないということをも充分自覚している。もし、パキスタンが、均衡のとれた経済を建設するのに成功すべきであるとすれば、個人の創意および私企業は、その役割を果さなければならない。政府がここに発表した政策、およびその政策に従ってとられる措置は、工業化の進行を助けるであろうというのが、確固たる政府の信念である。政府は、国際間の友誼関係において貴重な役割を果すであろうところの、進歩的、かつ繁栄せるパキスタンを建設するため、各層の国民が、その精力を費し、かつ、努力を惜まないことを確信する。

3. 1948年11月18日付補足政府声明

(1) 1948年4月2日付のパキスタンの工業政策に関するステートメント発表以来、主として、外国資本の参加を規定した原則に関連して、これが明確化を求める、いくつかの要請を受取った。つぎの、ステートメントが、必要な説明を与えることを希望する。

(2) 或る種の工業に対して規定された、土着資本の最低の比率は、現存の企業、既に営業している事業の変更、または、パキスタンにおいて子会社を設立して貿易活動にのみ従事し、工業に従事しない外国会社には適用しない。しかし、パキスタンにおいて創立された子会社が、その工業生産を拡大し、工業生産を始めようと望むならば、追加株式発行の際、土着資本と適当に連携することが必要であろう。

土着資本の参加に関しては、私人の有限責任会社は、法人格の会社と同じ立場にある。

(3) 産業政策に関するステートメントは、もし政府が、必要額の土着資本が出資されないことを納得したならば、残額は政府の事前の許可を得て、外

第3章 外資導入関係法

国投資家が応募しても差し支えない、ということを明らかにした。これを敷衍すれば、政府の意図するところは、パキスタン資本が、応募のあらゆる機会を与えられ、かつ応募することが出来なかったときは、右の決定は迅速かつ寛大に与えられるものであるということ述べることを希望する。同様に、現存の会社を拡張する場合においても、寛大な取扱いが許与されるであろう。

- (4) 政府は、産業政策に関するステートメントにおいて、利益の妥当な部分を、資本を導入した国へ送金することに対し、便宜を許与することを約束した「利益の妥当な部分」の解釈に関し、若干の疑義が表明された。政府の意図は、外国為替制限、および、かかる送金が、何処においても従うべき政策から生ずる制限の一般的適用以外に、右送金に何等の制限を課するものではない。
- (5) 最後に、事業資本におけるパキスタン人の持株から、当然パキスタン人に帰すべき指導権および管理権が、外国人側に対し、事業の管理権を確保せしめるかのごとき経営代行機関の協定によって肩替りされる事例が、注目されるに至った。もし、かかる管理権の目的が生産品の品質、および、原料の品位の維持にあるならば、政府は常に、これらの経営代行機関が、次の10年間に、パキスタン人の行政上および執行上の管理権を創設するという、基本的目的のため、行動することを条件として、この肩替りを許し、かつ、経営代行機関に会社法が許容する条件を継続して許与せしめる用意がある。

4. 1954年政府声明

(1) 外国資本に対する特惠措置の追加

産業政府に関するステートメントの修正

1948年4月2日発表の産業政府に関するステートメントにおいて、パキ

第3章 外資導入関係法

スタン政府は、純然たる工業的および経済的目的にそうものであって、何等の特権を要求しない投資を行おうとする、外国資本を歓迎することを発表した。

このステートメントは、かかる外国資本が、パキスタンにおいて、投資を行おうとするとき、従うべき諸条件について述べた。

これらの諸条件について、政府は、その後、外国投資家に対し、さらに刺戟を与える見地から検討を加えて来た。そして、つぎの決定を行った。

(2) 本国へ元利引揚げ

(イ) 1954年9月1日以降、パキスタン政府が認可した企業に投資された資本は、以後随時、原投資の範囲内まで、資本を導入した国へ引揚げることが出来る。

(ロ) 投資から生じ、かつ、パキスタン政府の承認を得て、認可された工業の企業に繰込まれた利益は、いかなる部分も、本国への送金を目的とする投資として取扱うことが出来る。

(ハ) 上記(イ)および(ロ)に規定された、投資資本の評価もまた、本国への引揚げを目的とした投資として取扱われることが出来る。

・ 物資および役務による投資の場合においては、その額は、投資の額、関係会社または商社の帳簿に記録された、かかる物資または役務の、ルピー貨の価格となるであろう。

(ニ) かかる本国への引揚げの便宜は、そのときに施行されている為替管理規則に従うべきであり、かつ、(イ)それが、認可された投資企業の不可欠の一部を成すものでない限り、株式取引所における株式の買入れ、並びに、(ロ) 1954年9月1日以前に、パキスタンにおいて投資された資本には、適用されないであろう。

(3) 補償に対する保証

第3章 外資導入関係法

もし、いずれかの企業が、国有化される場合、公正かつ妥当な補償が、所有権を失った所有者に支払われ、かつ、二の補償は、関係外国人所有者の居住する国へ自由に送金し得るであろう。

(4) 株式保有者の国籍

認可された工業における外国資本の参加は、投資総額の60%まで許可されるであろう。

公共事業関係会社の場合は、その利害にもとづいて考慮され、かつ、外国資本の比率は、各案件ごとに、個別的に決定されるであろう。

パキスタンにおいて登記されるべき会社への、外国資本の投資に対するすべての申請は、在カラチ・パキスタン政府の資本発行統制官に対してなされなければならない。

政府は、外国の投資資本が、本国への引揚げの便宜を許容される工業を個別的に細別しつつある。

細別された表以外の工業に対して外国資本の投資が要求されているときは、かかる工業に投資されるべき外国資本に対する、本国への引揚げの便宜の拡大適用の申請もまた、在カラチ・パキスタン政府の資本発行統制官あてになされなければならない。

(5) 情報局

投資を希望する投資家に対し、外国投資についてさらに情報を提供する見地から、政府は、工業省内に、事業促進および情報局を設立しつつある。

パキスタンにおける外国人の投資に対する条件および便宜についての、すべての質疑は、前記の局が設立された後は、同局にあててなされなければならない。

パキスタンの在外公館に対してもまた、これに関するすべての情報を得るために接触しても差し支えない。

第3章 外資導入関係法

1954年11月3日

カラチ・パキスタン政府，大蔵省

5. 1959年新産業政策に関する政府声明

- (1) 1948年4月産業政策が発表されて以来、10年間、官民両部門における工業発展はめざましいものがあった。

この間の経験で民営企業に対する政府の信頼は深まり、国内資源の最大限利用による工業の維持・発展のため、1959年政府は、新産業政策を発表した。

- (2) 農業国であるパキスタンにおいては、農業及び国内資源の利用に関連ある工業振興がまず重要である。中小企業も資本と熟練労働を活用し得るといふ点で欠くことは出来ない。少数の者の特権とならないような大工業化も協力にして均衡のとれた経済樹立のため必要である。

今後の産業政策の基調は、(1)生産雇用の増大、技術修練の拡充及び生活水準の引上を図る。(2)5ヵ年計画の枠内における国内資源開発を出来るだけ民間事業にまかせる。(3)民営がはかどらない場合は公社制で運営するが、これも民営に漸時移管する(武器及び原子力生産は国営とする)。(4)鉄道交通、通信事業は国営とする。(5)中小企業振興のため原料補給、マーケティング、信用供与の便宜を確保するものとする。さらに新デザイン、生産方法の改善、品質の規格化、品質向上の確保をはかる。(6)生産品の重要度、輸出可能性、外貨節約度が加味して工業の優先度をつけ、かつ、工業の合理化を図る。(7)適当な企業間の競争を奨励し、独占を排する。(8)生産コストが適正で、外貨節約ないし獲得に資する工業であれば輸入原料に依

第3章 外資導入関係法

存するものでも認める。(9)必要あれば関税上の保護を与え、また輸出インセティブを与える。(10)輸入原料の包装替、輸入完成品の組立に従事する事業は漸次輸入品の加工、国産品の利用部門にも従事するよう転換をはかるべきこと。(11)輸出品の規格整備を行う。(12)国産原料、工業副産物の利用研究を促進する。(13)新規工業は工業立地上適合地に設ける。(14)未開発地域の開発に留意する。

- (3) 中央政府は責任をもって工業開発計画、特定工業の目標、優先順位、工場設置場所に関する決定を行い、生産目標、規格、輸出枠の決定を行う。なお、(1)カラチ地区の工業、(2)中央政府運営または公社運営の事業、(3)石油、ガスを含む鉱物開発、(4)海洋漁業は中央政府の管轄とする。

地方政府は、中央政府の策定した計画の実施を行う。

- (4) 工業に対する外国投資 パキスタンは、(1)重工業、(2)重化学工業、(3)石炭、ガスの合成分溜工業、(4)医薬、(5)抗生剤、(6)石油等鉱物資源の開発等、(7)生産材及び部品生産部門に対する外国投資を歓迎する。

- (5) これら外国投資に対する保障・譲許等に関する方針 (1)利益の本国送金はなんら制限しない。(2)1954年9月1日以降設立された認可産業への投下外国資本は、その当初投資額まで何時でも本国へ送金できる。増資金も本国送金できる。外国投資の認められた企業へのパキスタン資本の参加は許容される。国内出費分は通常国内投資によりまかなわれるべきものとする。石油精製についてはパキスタン資本参加を半額とする。外資参加の事業においてはパキスタン人の雇用と訓練を行うべきこと。(3)外資参加の企業の国有化の場合は正当な補償を行う。(4)外国投資家に対し二重課税の救済策を講ずる(二重課税防止条約をもつ、アメリカ、イギリス、西ドイツ、日本、インドとの場合)。(5)政府の承認した事業に雇用されている外国技術者に対して所得税上の救済を行う。

第3章 外資導入関係法

- (6) 価格統制は事情が好転すれば漸時廃止するものとする。
- (7) 税制上の優遇措置は工業投資誘因を作るため引続き行う。
- (8) 投資促進のため投資促進局を新設した。また、パキスタン工業信用投資公社 (PICIC) も民営事業振興のため設けられた。
- (9) 工業の急速な発展のため、重要物資の輸入と生産は最小限確保しなければならない。また、産業開発のため民間投資を奨励し、関係者の創意と自立心をふるいおこす必要がある。このためには、時宜に適した輸入ライセンス制度を導入し、工業の操業度を高めるために輸入原料を確保することが必要である。

以上によって見れば、新政策は、(1)中小企業を振興する。(2)国内資源の最大限利用をはかる。(3)外資導入をはかり、その外資保護を徹底させる。(4)工業監督行政を中央に一本化する等の諸点が特に注目される。

第4章 企業関係法

第1節 総説

パキスタンにおける共同企業の法形態には、営利事業として、パートナシップ (Partnership) および会社 (Company) とがある。

(1) パートナシップ パートナシップは、2人以上の者が金銭・財産・労務・技術等を出資し、営利を目的として共同事業を営む企業形態で、パートナシップの債務につき無責任を負うパートナー (general partner) のみによって構成されるゼネラル・パートナシップ (General Partnership) と、パートナシップの債務につき無限責任を負うパートナー (general partner) と一定額の金銭または財産の出資額を限度とする有限責任を負うパートナー (Limited partner) とによって構成される リミテッド・パートナシップ (Limited Partnership) とがある。

(2) 会社 2人以上の社員によって構成される私会社 (Private Company) と7人以上の株主によって構成される公開会社 (Public Company) とがある。前者は、社員の最高限の限定、持分の譲渡制限、資本調達につき公募形式をとらない閉鎖的な会社で、わが国の有限会社に近似する。後者は、わが国の株式会社に相当するものであるが、つぎのような3種がある。

(イ) 株式会社 (Company limited by Share) 各自の出資額を限度とする有限責任を負う社員のみによって構成される会社

(ロ) 保証責任会社 (Company limited by Gurantee) 清算の場合に一定額の出資をなすことを引受ける社員によって構成される会社

(ハ) 無限責任会社 (Unlimited Company) 会社債務につき無限責任を負う社員によって構成される会社

第2節 会社法

第2節 会社法 (Companies Act)

1. 総説 パキスタン会社法は、1882年のインド会社法を受けついで1913年（法律第7号）に制定されたものであるが、その後、1954年に改正がなされ今日に及んでいる。

2. 私会社 私会社 (Private Company) は、2人以上の社員によって構成される会社で、定款において社員の最高限を50人以下に制限し、株式の譲渡制限、および株式または社債の公募を禁ずることのできる会社である。なお、私会社は、設立後直ちに事業開始および借財ができるほか、貸借対照表および損益計算書等の計算書類を公開する必要がなく、さらに、会社登記官吏に対し提出する必要がない閉鎖的な会社である。

3. 公開会社 公開会社 (Public Company) は、会社法によって設立された会社で、私会社でない会社をいい、その設立には、発起人7人以上を要し、私会社と異なり株式の公募、取締役3人以上を必要とし、さらに貸借対照表および損益計算書を公開するほか、会社登記官吏に提出することを要する会社で、株式（有限）会社、保証責任会社および無限責任会社とに分けられる。

4. 株式会社 株式会社 (Company Limited by Shares) は、社員の地位が均等に細分化された単位としての株式の形式をとり、構成員たる株主の責任は、その有する株式の引受価額を限度する出資義務を負うこととどまり、会社の債務については何らの責に任じない会社である。

(1) 設立・基本定款 株式会社の設立には、発起人7人以上が基本定款および附属定款を作成・署名し、株式会社登記官吏に登録することによって成立する。基本定款の絶対的記載事項は、つぎの通りである。

(i) 会社の商号（商号中に“Limied”なる文字を用いること）

- (四) 会社の目的
- (五) 本店所在地
- (六) 会社の株式資本の額および一株の金額
- (七) 株主の責任が有限であることの記載
- (八) 発起人の氏名・住所
- (九) 株式の募集に関する事項

(2) 経営・管理 株式会社の経営および管理は取締役によって行なわれる。私会社にあっては取締役は全く必要ないが、公開会社にあっては、会社法は取締役は最低3人を要求している。

取締役の資格は、破産宣告を受けた者で未だ復権していないものでない限り、種族、宗教、国籍の如何を問わず、すべて取締役となることができる。

取締役は、財産目録、貸借対照表、損益計算書を作成し、会計監査役 (auditor) の監査報告書および取締役の営業報告書とともに定時株主総会に提出して承認を受けることを要し、かつ、私会社以外の会社にあっては、その写しを株式会社登記官吏に提出しなければならない。

利益配当は、株主総会の決議にもとづき、当該営業年度において生じた利益または未配当利益から支出されるが、その配当額は、取締役から勧告のあった額を超えてなすことはできない。

(3) 株式 (イ) 株式の取得 基本定款および附属定款において、株主資格を制限していない限り、契約能力 (Contract Capacity) を有するものは、株式を取得することができ、従って、外国人についても、基本定款および附属定款において株式取得の資格を制限していない限り、同様に取得することができる。但し、外国人の株式取得に関連して、株式が非居住者によって取得され、株券がパキスタン外に持出されるような場合には、外国為替管理法

第2節 会社法

による規制を受け、その持出しについては為替管理局の許可が必要である。

(ロ) 株式の募集 株式の募集にあたっては、株式応募集に関する目論見書またはこれに代る報告書を作成して株式会社登記官吏に提出することを要し、株式申込人は、会社による株式の割当による株式の引受に際し、その引受価額の5%に相当する金額を現金で払込まなければならない。

(ハ) 株式の種類 基本定款または附属定款によって権能が与えられていれば、会社は各種株式、例えば、利益配当につき普通株式を有する株主より優先して配当を受ける優先株式、普通株式を有する株主に劣後して配当を受ける劣後株式、累積的配当金附株式等を発行することができる。

(ニ) 株式の払込 株式の払込は原則として現金をもってなされるが(現金出資)、それ以外に許価が可能である限り、労務の提供、動産・不動産等の財産(現物出資)をもってなすこともできる。ただ、金銭以外の場合には、評価の公正性を確保するため被割当者との売買契約書、労務提供その他の証明書を登記官吏に提出しなければならない。

(ホ) 株式の譲渡・株主名簿の作成 会社は全額払込済株式所有株主の請求により無記名株券を発行することができる。無記株券は動産とみなされ、定款所定の方法で移転ことができ、会社は株式の発行および移転を記録する株式(株主)名簿を作成・備置しなければならない。

(ヘ) 社債 社債には、(イ)単純社債(Simple debenture)、(ロ)担保附社債(Mortgage debenture)、(ハ)信託社債(debenture upon trust)等があり、社債権者は、普通株主と同様に会社の貸借対照表および損益計算書、会計監査役(auditor)の監査報告、その他の報告書の受領および検査をなす権利を有する。また、社債権者の救済方法として、社債権者は裁判所に管財人(receiver)の選任を求めることができる。

(4) 定款変更 基本定款の変更は、3週間の間において開催される株主総

会の特別決議（4分の3以上の多数決）による承認を必要とする。

(イ) 会社の目的の変更 株主総会の特別決議のほか、裁判所による変更の確認を必要とし、裁判所は、社債権者およびその他定款の変更によって影響を受ける人々に対する通知がなされ、かつ、債権者の承諾がえられたか、または債権者の債権が保証された場合に変更を認めることができる。

(ロ) 資本の変更 定款所定の資本の増加、現存の株式を会社の合併または分割、払込済株式を社債に転換、社債を払込済株式に転換する等の方法により資本の変更をなすことができる。これらの場合には、定款に定めがあれば株主総会の通常決議できるが、資本減少の場合には、株主総会の特別決議のほか裁判所の認可をえなければならない。

4. 外国会社 外国会社 (Foreing Company) のパキスタン国内における営業活動および営業所の設置については、その設置の日から1ヵ月以内に登記官吏に対し、つぎの書類を提出しなければならない。

(イ) 会社の基本定款および附属定款その他の公式文書の写し

(ロ) 会社の取締役の名簿

(ハ) 会社の業務につき権限を与えられパキスタン国内に居住する者の氏名および住所

(ニ) その他要求される文書

これらの提出書類の内容に変更があったときは、その変更について登記しなければならない。

第3節 企業統制法

(1) 産業開発法 (The Development of Industries [Federal Control] Act. 1949) 中央政府が産業政策声明にもとづいて指定する27業種の産業開発に関し、総合的な企画および指導に当ることを目的とするものである。

第3節 企業統制法

(2) 産業開発規則 (The Development of Industries Rules, 1950)

産業開発法施行のため、27指定業種に該当する企業は、すべてその業種の詳細を中央政府供給開発庁に登録すること、新規に50人以上を雇用する企業の創立および既存企業の事業拡張には中央政府の許可を要すること、並びに各企業は中央政府の要求する各種資料の提出義務のあることなどを規定している。

(3) 鉱物資源開発法 (The Regulation of Mines and Oil-Field and Mineral Development [Federal Control] Act, 1948) パキスタン鉱物資源は、この法律所定の鉱種分類により中央および州政府がそれぞれ所管し、地下資源は中央および州政府に帰属するものとしている。

(4) 資本発行法 (The Capital Issue Act, 1947) パキスタンにおける株式・社債その他持分証券の発行を規制する法律で、合弁事業の設立には、事前に資本発行統制官の承認を取りつけることが必要である。また、パキスタンにおいて設立された会社は、政府の許可なくしてパキスタン外で株式募集をなしえないほか、外国会社がパキスタン国内で株式募集をなすこともできない。

(5) 特許・意匠法 (The Patent and Designs Act, 1911)・商標法 (The Trade Markes Act, 1940) 登録された特許・意匠は16年、商標は15年(さらに15年更新可能)保護される。

第5章 外国為替管理関係法

1. 為替管理 パキスタンの貿易および為替管理は、スターリング地域の多くに共通する管理形態をとっている。

(1) 管理の運営 為替管理はパキスタン中央銀行が行い、同銀行は公認外国為替取扱業者に外国為替取引・売渡業務の監督等の権限を委任している。なお、為替レートは、IMF平価を基準として公定されている。

(2) 通貨指定 国別・通貨地域別・貿易および貿易外支払に使用すべき通貨は定められているが、規定の仕方はイギリスその他のポンド地域諸国と類似している。

非ポンド地域諸国からの受取は相手国に応じ、振替可能勘定国、カナダ・アメリカ勘定国に関連するイギリスの非居住者勘定を通じてイギリス・ポンドまたはある場合には他の特定通貨で受取らなければならない。

ポンド地域諸国（インドを除く）からの受取りは、インド・パキスタンを除くポンド地域居住者の勘定からパキスタン・ルピーもしくはイギリス・ポンドで受取らなければならない。

パキスタン居住者によるポンド地域諸国に対する支払は、非居住者の該当勘定へイギリス・ポンドまたはいずれかのポンド地域通貨（パキスタン・ルピーを含む）を振替えることによって行われる。ポンド地域外諸国に対する支払は、受領者の居住地に応じて振替勘定国・カナダもしくはアメリカ勘定国に関連する勘定にイギリス・ポンドまたはパキスタン・ルピーを振替えることによって行い、若干の場合には受領者の国の通貨で行われる。

インドとの為替取引は、インド・ルピーまたはパキスタン・ルピーによってのみ決済され、アフガニスタンとの取引はパキスタン・ルピーで決済され

る。

(3) 非居住者勘定 個人・商社・会社の非居住者ルピー勘定と銀行の非居住者ルピー勘定とは異った法規が適用される。公認外国為替取扱業者は、中央銀行に照会することなしに外国銀行のためのルピー勘定を開設できるが、その他の非居住者勘定開設には認可を要する。

パキスタンの非居住者銀行のルピー勘定からイギリスにある該当ポンド勘定への振替は認められているが、その他の非居住者勘定保有者が自己の貸記残高から振替える場合には、為替管理局の許可を必要とする。

(4) 輸出・輸入支払、輸出・輸出代金 輸入はすべて許可を要する。輸出はほとんど OGL 制度であるため、業者の申告制度を採用している。受取った外国為替は中央銀行に売渡さなければならない。

(5) 貿易外支払・受取 貿易外支払はすべて許可を要し、貿易外受取は特定国の通貨を除き 1 ヶ月以内に公定レートで売渡さなければならない。

2. 貿易管理 輸出入管理は、1950年の輸出入管理法 (The Imports and Exports [Control] Act) により、輸出入統制長官 (The Chief Controller of Imports and Exports. CCI & E) の統制管理下におかれている。

(1) 輸入管理 (i) 輸入資格者 輸入許可証を入手できる者は、パキスタン国内に営業所を有し、かつ、輸出入業者登録令 (The Registration [Imports and Exports] Order, 1952) に従い、CCI & E に登録された者で、つぎの3種に分けられる。

(i) Established Importers——過去にある商品の輸入実績をもち、しかもその実績がカテゴリーとして認められている者で、このカテゴリーは、1951年～52年の輸入実績と一般に解されている。

(ii) Industrial Consumers——The Factory Act, 1934 にもとづき

工業省の The Chief Inspector of Factory によって 公認された者で、 OGL 制度 (Open General Licence System) 廃止以来この者の地位が 上昇してきた。

(iii) New Comers——(1)のようなカテゴリーをもたない者で、1957年5月30日政府は、New Comers に対し、①別掲品目(略)の Industrial Consumer または商業輸入業者としての実績を有しない業者であること、②6月20日までに関係当局に申請書を提出すること、③その家族と永住しているパキスタン人であること等の条件で輸入を許可する旨発表している。

(iv) 輸入公表 輸入商品とその外貨割当の公表は、上期(1月～6月)・下期(7月～12月)の2期に分け、その期間の始まる前に公表され、Import Policy と称される。

通常、Import Policy には、その期間に輸入を許可される商品リストのみ公表されるだけで、各品目についてどれだけの金額のライセンスが発給されるかは公表されない。また、品目リストに掲げられた商品について、それが東パキスタンにのみ発給されるとか、Industrial Consumer にのみ発給されるとか、通商協定を結んでいる国に対しシングル・ライセンスの発給される品目などにマークをつける等、種々注意すべき事項が記載されている。

(v) ライセンスの申請・有効期限 ライセンスの申請は、CCI & Eに なされるのが原則であるが、Industrialist の申請および新規機械類買付等は DS & D (Director General Supply & Demand)、鉄鋼については The Iron and Steel Controller に申請されることになっている。なお、ライセンスの有効期限は、発給日から6ヵ月間である。

(2) 輸出管理 大半の商品は OGL 制のもとに輸出できるが、綿花・ジュートのみは輸出税が課せられる。

第6章 出入国関係法

第1節 1946年外人法 (1946年法第31号)

The Foreigners Act, 1946

外国人に関する若干の権限を中央政府に与える法律(1954年1月15日改正)

外国人の連邦の地方および首府への入国，滞在，出国に関する若干の権限
につき，中央政府による行使を定めることが便宜であるため，ここにつきの
如く定める。

第1条 (略称・範囲)

- (1) 本法は1946年外人法と称する。
- (2) 本法の適用範囲は，連邦の全地方および首府とする。

第2条 (定義)

本法において

- (i) 「外国人」とは，つぎの者をいう。
 - (i) 1914年イギリス国籍，外人身分法第1条第1項および第2項に定義するイギリスにおいて出生した者でイギリス人でない者
 - (ii) 連邦の地方および首府において現在効力を有する法律のもとにおいてイギリス人としての帰化証明書を交付されなかった者
 - (iii) 加盟国の統括者または国民でない者
 - (iv) 部族地区の原住民でない者

但し，連邦の地方および首府において現在効力を有する法律のもとにおいてイギリス国民たる資格を了ったイギリス国民は，その時において外国人とみなされるものとする。

- (ii) 「規定する」とは，本法のもとにおいてなされる命令によって定める

ことをいう。

㉞ 「特定する」とは、主務官庁の指示により特定することをいう。

第3条 （命令を発する権限）

- (1) 中央政府は、すべての外国人または特定の外国人、特定の階級または種類の外国人に対して、連邦の地方および首府への入国・出国・滞在または居住を命令により、全般的に禁止・規整もしくは制限する規定を設けることができる。
- (2) 前項の権限の詳細は、その一般性にかかわらず、本条によってなされる命令には、つぎの規定を設けることができる。
 - (イ) 外国人は、連邦の地方および首府に入国してはならず、連邦の地方および首府には、所定の時間、通路、港、場所により、到着時の条件と慣例にしたがって入国するものとする。
 - (ロ) 外国人は、連邦の地方および首府から出国してはならず、連邦の地方および首府から所定の時間・通路・港・場所から出国時の条件と慣例にしたがって出国するものとする。
 - (ハ) 外国人は、連邦の地方および首府もしくはその中の所定の地域に留まってはならない。
 - (ニ) 外国人は、連邦の地方および首府内における所定の地域に移転し、かつ留まってはならない。
 - (ホ) つぎの事項を規定または特定する条件に従わなければならない。
 - (i) 特定の場所に居住する旨要求すること
 - (ii) 移動につき制限を課すること
 - (iii) 規定または特定にしたがい身分証明を呈示し、所定の方法・日時・場所により、主務官庁に対して所定の事項を報告する旨を要求すること

第1節 1946年外人法

- (iv) 規定または特定にしたがい、所定の時間および場所において、主務官庁に対して写真および指紋をとることを許し、筆蹟および署名の見本を提供すること
 - (v) 規定または特定にしたがい、所定の日時・場所において、主務官庁の医学的診療を受けることを要求すること
 - (vi) 規定もしくは特定の種類の者と交渉することを禁ずること
 - (vii) 規定もしくは特定の種類の活動に従事することを禁ずること
 - (viii) 規定もしくは特定の種類の物品を使用または所持することを禁ずること
 - (ix) その他、規定もしくは特定により、当該行為を規整すること
- (3) 規定もしくは特定された制限、または、条件の全部もしくは一部を厳守するため、またはその実施の選択として、保証の有無を問わず、契約関係に入ってはならない。
- (H) 外国人は、逮捕、拘留、禁錮に処せられるものとし、中央政府が、本法の施行に便宜かつ必要と認める如き附随的かつ補足的事項のための規定を設けることができる。

第4条 (抑留者)

- (1) 外国人を拘留もしくは禁錮に処すべき旨の第3条第2項7号にもとづき発せられた命令により当該外国人は(以下抑留者と略称)、中央政府が随時決定する場所および方法により、維持・遵守に関する条件、犯罪および違反の刑罰にしたがい拘留もしくは禁錮に処せられるものとする。
- (2) 多数の外国人の監督下における住居として別に設けられた場所に居住すべきをこと要求する第3条第2項5号にもとづき発せられる命令により外国人は(以下仮釈放者と略称)、その居住の間、中央政府が随時によって決定する維持・遵守、犯罪および違反の刑罰に関する条件

にしたがうものとする。

(3) いかなる者といえども

(イ) 抑留者または仮釈放者が禁錮もしくは居住のために定められた場所から逃亡するのを援助し、もしくは故意に逃亡中の抑留者または仮釈放者を保護してはならない。

(ロ) 逃亡した抑留者または仮釈放者に対して、当該抑留者または仮釈放者の逮捕を妨害・陰匿または妨げる意図をもって助力を与えてはならない。

(4) 連邦の地方および首府内の場所で、抑留者または仮釈放者がそれぞれ拘留または居住制限のなされている場所に対する出入およびその場所における人々の行動を規整するため、および、右場所以外よりの抑留者または仮釈放者に対する所定の物品の送付・運搬を禁止もしくは規整するため、中央政府は、命令をもって規定を設けることができる。

第5条 (氏名の変更)

(1) 本法発効の日付において、連邦の地方および首府に在るいかなる外国人といえども、当該日付以降、連邦の地方および首府においては、当該日付の直前において通常に知られた氏名以外のいかなる氏名も、目的の如何を問わず潜称、または使用もしくは称せんとし、または使用してはならない。

(2) 本法発効の日付以降において、外国人であって、当該日付直前において商業または事業を行っていた商号、氏名以外の商号または氏名をもって商業または事業を営む（個人たると、他の者との協同によるとを問わない）ときは、第1項の目的のためには、当該外国人は、当該日付の直前において通常に知られた氏名以外の氏名を用いているものとみなすものとする。

第1節 1946年外人法

- (3) 本法発効の日付の時に於いて、連邦の地方および首府に在居せず、その後、連邦の地方および首府に入居した外国人に於いては、第1項および第2項は、本法発効の日付に於ける前2項に於ける事項が、当該外国人がその後連邦の地方および首府に最初に入居した日付に於ける事項と代替したものとして効力を有するものとする。
- (4) 本条の目的のためには、
- (イ) 「氏名」の語は、氏を含むものとする。
 - (ロ) 綴りを変更した場合は、氏名の変更があったものとみなされる。
- (5) 本条の規定は、つぎの名称使用には適用しないものとする。
- (イ) 王室許可証もしくは中央政府による認可にしたがう氏名
 - (ロ) 婚姻した婦人が、その夫の姓を称すること

第6条 (船長・その他者の義務)

- (1) 連邦の地方および首府内における港に入港もしくは出港する船舶の船長、海路により当該港に上陸もしくは乗船する船客、連邦の地方および首府内の場所に 着陸もしくは離陸する航空機の機長、空路により右の場所に発着する乗客は、所定の者に対し、所定の方法をもって、外国人たる乗客・乗組員に於ける所定の事項を記載した報告書を提出しなければならない。
- (2) 地方判事および警察署長は、本法もしくは本法にもとづき発せられた命令を実施するために、右の船舶の船長または航空機の機長に対して、それぞれ船舶または航空機の乗客または事務員につき、所定の報告をなすことを要求することができる。
- (3) 前項の船舶または航空機の乗客および船舶または航空機の乗務員は、それぞれ船舶の船長または航空機の機長に対して、船長または機長が第1項所定の報告書を提出し、または、第2項において必要とせられる事

項を提出する目的のために必要とせられる事項を供するものとする。

(4) 本条の目的のためには、

(イ) 「船舶の船長」および「航空機の機長」とは、それぞれ船長もしくは機長により、本条が船長もしくは機長に課する義務の全部または一部を代理して行う旨を委任せられた者を含むものとする。

(ロ) 「乗客」とは、善意により、乗務員でなく、船舶または航空機により旅行中もしくは旅行せんとする者をいう。

第7条 (ホテル管理人の義務)

(1) 家具付きと否とを問わず、報酬を得て宿所または宿泊設備を供する場所の管理人は、規定にしたがい、所定の者に対して所定の方法により、当該場所において宿泊した外国人に関する所定の報告を提出する義務を負うものとする。

(註) 本項に定める報告は、かかる場所に宿泊したすべての外国人に関してなすものとし、定期的もしくは特定の時または場合に提出することを要求する。

(2) 前項の場所に宿泊せる者はすべて、その管理人が第1項に定める報告を提出する目的をもって要求する事項を含む書面を当該管理人に提出するものとする。

(3) 前項の場所の管理人は、第1項により提出した報告の記録および第2項により入手した報告の記録を保存しなければならず、右の記録は、所定の方法をもって保持し、かつ、所定の期間保存するものとし、警察官もしくは地方判事に委任せられた者による検査に対して閲覧せしめなければならないものとする。

第8条 (国籍の決定)

(1) 外国人が一つ以上の外国の法律によって国民と認められる場合、もしくは、外国人がいずれの国籍を有するかが不確実である場合には、当

第1節 1946年外人法

該外国人は、当局により、当該外国人がその利害もしくは感情において現在最も密接に関係すると認められる国の国民として扱うことができる。その国籍が不確定なときは、最も最近において、右のような関係があるとせられる国の国民として扱うことができる。但し、外国人が出生によって国籍を取得した時は、その後帰化その他の方法によって他の国籍を取得し、かつ、国籍を取得した国の政府による保護を受ける権利を認められる旨を主務官庁に対して満足に証明するのてなければ、当該国籍を保持するものとみなされる。但し、中央政府が、一般的にもしくは特定の場につき特に定めた場合はこの限りではない。

- (2) 第1項により与えられた国籍に関する決定は最終的なものとし、いかなる法廷においても問題として争うことをえないものとする。但し、中央政府が、政府自体の動議もしくは関係外国人の申請により、右の決定を改正した場合はこの限りではない。

第9条 (挙証責任)

第8条の適用ない場合で、本法もしくは本法により発せられた命令または決定に関して、ある者が外国人であるか否か、もしくは特定種類の外国人であるか否かの問題を生じた場合は、かかる外国人が、それぞれ外国人でないか、または特定種類の外国人でない旨の挙証責任は、1872年証拠法の規定の如何を問わず、これを主張する者において負うものとする。

第10条 (本法の適用を免除する権限)

中央政府は、命令により、本法の規定の全部もしくは一部、または本法によりなされた命令が、特定の外国人または特定種類の外国人もしくはそれらに関しては適用ない旨、もしくは特に定める修正または条件によってのみ適用せられる旨を宣言することができる。

第11条 (命令・決定その他に効力を与える権限)

第6章 出入国関係法

- (1) 本法の規定にしたがい、指示をなし、その他の 権限を与えられた当局は、本法中に明文をもって定められた行為のほか、裁量により右の指示の遵守を確保ならしめるため、または、右の指示に対する違反を防ぎ、または、右の権限の効果的な実施のために必要と認める 措置をとり、もしくは 措置をとらしめ、または、実力を用い、もしくは用いしめることができる。
- (2) 警察官は、本法の規定により発せられた命令もしくは本法の規定にしたがってなされた指示の遵守を確保し、または、右の命令もしくは指示の違反を防ぎもしくは訂正するために必要であると認めたときは、右の 措置をとり、かつ、実力を行いうることができる。
- (3) 本条により与えられる権限は、その権限の行使のために行為する者に対して、すべての土地その他に出入する権利を与えられる。

第12条 （当局を代表する権限）

本法もしくは本法により発せられた命令により指示・同意・許可その他の行為をなす権限を与えられた当局は、明文の反対規定のない限り、書面により、右の権限を代理して行使することを下部当局に条件付きその他の方法により委任することができ、右の場合、かかる下部当局は、委任の中に含まれるべき条件にしたがい、本法によりもしくは本法にしたがい右の権限を与えられた当局とみなされる。

第13条 （本法違反の未遂等）

- (1) 本法の規定もしくは本法によりなされた命令または指示の違反の未遂、教唆、教唆の未遂その他準備行為をなし、もしくは、当該命令にしたがってなされた指示にしたがわない者は、本法の規定に違反したものとみなされる。
- (2) 他の者が、本法の規定もしくは本法によってなされた命令または指示

第1節 1946年外人法

に違反した事実を知り、もしくはかかる事実を信ずべき相当の理由ある者が、かかる侵犯による逮捕・裁判・処罰を妨害、その他介入する意図をもって他の者に助力を与えたときは、当該違反を教唆したものとみなされる。

- (3) 第3条によりなされた命令または指示に違反して、外国人が連邦の地方及び首府に入国もしくは出国するための手段となった船舶の船長または航空機の機長は、かかる侵犯を妨げるため、相当の注意をなした事実を証明しない限り、本法を侵犯したものとみなされる。

第14条 (罰則)

本法もしくは本法による命令の規定、または、本法もしくは本法による命令にしたがってなされた指示に違反した者は、5年以下の禁錮または罰金に処する。右の者が、第3条第2項第6号にしたがう契約を締結している場合は、右契約は破棄せられ、かつ、契約当事者は、契約による違約金を支払うか、もしくは、裁判所に対して、かかる違約金を支払わない相当の理由を示さなければならないものとする。

第15条 (本法により行為する者の保護)

本法にしたがひ、善意をもってなし、またはなされた者、もしくは事項については、いかなる告訴・告発その他の法律手続もなされないものとする。

第16条 (他の法律の適用)

本法の規定は、1939年外人登録法、1920年旅券法、その他現在効力を有する法律の追加をなすもので、これら法律の適用を制限するものではない。

第17条 (廃棄)

1864年外人法、1940年外人法および1946年外人法(改正法)は、これを

廃棄する。

第2節 1939年外人登録法 (1939年法第16号)

The Registration of Foreigners Act, 1939

パキスタンにおける外国人の登録を規定する法律 (1953年9月1日修正)
パキスタンに入国・滞在・出国する外国人の登録を規定することが便宜であるため、つぎの如く制定する。

第1条 (略称および適用範囲)

- (1) 本法は、1939年外人登録法と称する。
- (2) 本法はパキスタン全土に適用する。

第2条 (定義)

本法において、

- (1) 「外国人」の語は、つぎの各号に掲げる者を含まないものとする。
 - (i) 連合王国に居住するイギリス国民
 - (ii) パキスタンに居住するイギリス国民
 - (iii) 継承国の元首または国民
 - (iv) 外国政府により、外交特権を行使するため正当に任命された者
 - (v) 領事または副領事
- (2) 「所定の」とは、本法にもとづき制定される規則によって定められるものという。

第3条 (規則制定権)

中央政府は、事前に公布した後に、官報誌上の通達によって、つぎの各号に掲げる目的の全部または一部を実施するため、外国人に関する規則を制定することができる。

- (イ) パキスタンに入国または滞在する外国人に対して、所定の期間内に、

第2節 1939年外人登録法

所定の方法により、所定の事項を主務官庁に届出ることを要求すること

- (ロ) パキスタン国内の一場所から他の場所に移転する外国人に対して、かかる他の場所への到着の際、所定の期間内に、所定の方法をもって、所定の事項を添えて、主務官庁に対しその滞在を届出ることを要求すること
- (ハ) パキスタンから出国せんとする外国人に対して、出発から所定の期間内に、主務官庁に対して、出発予定月日その他所定の事項を届出るよう要求すること
- (ニ) パキスタンに入国・滞在・出国する外国人に対して、主務官庁から要求のあったときは、所定の身分を証明するものを提示するよう要求すること
- (ホ) ホテル・休憩所・サライその他同様の施設を経営する者に対して、所定の期間内に、所定の方法をもって、所定の事項を添えて、主務官庁に対し滞在期間の如何と問わず投宿する外国人の氏名を届出るよう要求すること
- (ヘ) 船舶もしくは航空機の運営または管理をなす者に対して、主務官庁に対し、当該船舶または航空機に便乗してパキスタンに入国または出国を企てる外国人に関する所定の情報を提供するよう要求し、かつ、所轄当局に、本法を効用あらしめるため必要もしくは所定の協力を提供するよう要求すること
- (ニ) その他中央政府が、本法を効果あらしめるために必要もしくは便宜と認める附随的ないし補足的事項につき規定すること

第4条 (挙証責任)

本法または本法のもとにおける規則に関連して、ある者が外国人である

第6章 出入国関係法

か否か、もしくは、特定の分類または条項に属する外国人であるか否かの疑義を生じたときは、かかる者が、外国人もしくは特定の分類または条項に属する外国人でないことを証明すべき責任は、1872年証拠法の定めるところにかかわらず、右の者が負うべきものとする。

第5条（罰則）

本法のもとで制定される規則に違反または違反せんとしもしくは遵守することを怠った者は、外国人の場合は、1年間の禁錮または1,000ルピーの罰金もしくはその双方、外国人でないときは、500ルピーの科料に処する。

第6条（本法の適用を免除する権限）

中央政府は、命令により、本法のもとで制定される規則の全部もしくは一部が特定の外国人または特定の分類または条項に属する外国人またはかかる外国人に関しては適用されない旨、または、当該命令中に特定する如き修正または条件をもってのみ適用する旨を宣言することができる。但し、かかる命令の謄本各1通を公布の後直ちに中央立法院の掲示板に貼布するものとする。

第7条（本法にしたがって行為する者に対する保護）

本法にしたがいが、善意をもってなされもしくはなされようとした事項については、何人といえども告訴・訴追その他の法的手続をとられることがないものとする。

第8条（他の法律の適用）

本法の規定は、1946年外人法その他現在効力を有する法律の規定に対する追加をなすもので、それらの適用を排除するものではない。

第9条（継承国に対する本法の適用）

継承国に対する本法の適用に際しては、地方または連邦首府において

第3節 1951年外人令

効力を有するが、継承国においては効力を有しない法律の参照は、当該承国に対応する法律があるときはその法律の参照とみなされるものとする。

第3節 1951年外人令（1951年3月15日改正）

1951年10月22日付第10/7/48—Poll (1)号——1946年外人法第3条（1946の xxxi）により委任せられた権限の行使のため、また、1939年8月26日付通達第21/84/39—Poll(1)号により、前インド政府の内務省が公布した1939年外人法および当該通達を修正したすべての通達に代るべきものとして、中央政府は、つぎの命令を発する。

第1条（略称・始期および適用範囲）

- (1) 本命令は、1951年外人令と称する。
- (2) 本命令の適用範囲はパキスタン全土に及ぶものとする。
- (3) 本命令は直ちに効力を発するものとする。

第2条（定義）

本命令においては、

- (1) 「登録官」とは、1939年外人登録規則第3条にしたがって中央政府の任命する登録官をいい、かつ、登録官が、本命令にしたがい登録官としての義務を遂行すべき旨を書面をもって委任した官吏を含むものとする。
- (2) 「民事当局」とは、中央政府が適当と認める地域において中央政府を代理するものとして任命する官庁をいう。
- (3) 「港」とは、空港をも含むものとする。

第3条（パキスタン入国許可の付与もしくは拒否する権限）

- (1) 港またはその他の場所で、当該港または場所を管轄する登録官が港に

第6章 出入国関係法

代るものとして定めるパキスタン国境上の入国場所における場合、または、当該港または場所を管轄する民事当局の許可を受けた者のほか、外国人はパキスタンに入国することはできないものとする。

(2) 民事当局において、つぎの各号に掲げる事項を認めたときは、入国許可を拒否するものとする。

(イ) 当該外国人がパキスタンにおいて効力を有する旅券または査証を所持しないとき、または、旅券または査証の所持を免除されていないとき

(ロ) 精神の不健全または精神に欠陥のある者

(ハ) 悪質もしくは伝染性の病気に罹っており、その結果、入国の港または場所の医務官の意見によれば、当該入国が公衆衛生を害するおそれがあるとされるとき

(ニ) 1903年逃亡犯人引渡法（1903のxv）の範囲における逃亡引渡違反の外国の判決を受けたとき

(ホ) 権限ある当局の公布する命令、もしくは中央政府の特定の命令のもとつき入国が禁止されているとき

(3) 民事当局は、入国許可証に相当と認める条件を付することができ、右の条件は、中央政府が相当と認めるところにしたがって変更もしくは取消することができる。

(4) (イ) 第1項ないし第3項または1920年旅券法（1920のxxxiv）またはそのもとにおいてなされた規則に定めるところにかかわらず、民事当局は、公衆の安全のため外国人のパキスタン入国を禁止することができる。

(ロ) 民事当局が第2号による命令を公布したときは、相当と認めるところにしたがい当該命令を取消もしくは修正すべき事項を直ちに中央政

第3節 1951年外人令

府に届出るものとする。

- (5) 外国人が入国許可を拒否されたときは、民事当局の認める場所に拘留することができ、当該外国人が海路から到着したときは、右の目的のため、臨時に上陸せしめられるものとし、拘留中は法的保護がなされ、かつ、パキスタンに入国しなかったものとみなされる。

第4条 (船員等の上陸)

- (1) 外国人たる船員もしくは航空機の乗務員は、警視または警部補・巡査部長以上の地位にある警察官による特別の許可のない限り、パキスタンに上陸することができないものとする。
- (2) 船舶または航空機の所有者または代理人が、一般的にかかる者に所属または管理せられる船舶または航空機のすべての乗組員または個々の場合に関して、かかる船員もしくは航空機の乗務員の維持およびかかる者のパキスタンよりの出国費用について責任を負わない限り、特別許可は与えられない。
- (3) 本条の目的のため、「船員」とは、船舶において雇用もしくは船舶上の業務に従事するものをいう。
- (4) 本条の規定は、規則第3の規定に対する追加をなすもので、当該規定を廃棄するものではない。

第5条 (パキスタン出国許可を与える権限)

- (1) 港もしくはその他の場所で、かかる港もしくは場所を管轄する登録官が港に代るものとして定めるパキスタン国境上の出国場所におけるもののほか、または、かかる港もしくは場所を管轄する民事当局の許可を受けた者のほか、外国人はパキスタンを出国することができないものとする。
- (2) 民事当局において、つぎの各号に掲げる事項に該当するときは、出国

を拒否するものとする。

- (イ) 当該外国人が1939年外人登録規則に所定の出国手続を遵守することを怠ったとき
 - (ロ) 刑事責任に應ずるため、パキスタン滞在を必要とされたとき
 - (ハ) 当該出国が中央政府と外国政府との間の関係を害するおそれのあるとき
 - (ニ) 当該出国が、権限ある当局により発せられた命令により禁じられているとき
- (3) 第2項に定めるところにかかわらず、民事当局はその出国が公共の利益に反するものであると認めるときは、当該外国人の出国を命令により禁止することができる。
- (4) 民事当局が第3項による禁止命令を発するときは、その謄本1通をただちに中央政府に送付するものとし、中央政府は、適当と認めるときは右の命令を取消もしくは修正することができる。

第6条（外国人を移動せしめる船舶その他の長の責任）

- (1) 民事当局は、外国人が塔乗して入国した船舶の船長もしくは航空機の機長、または、かかる船舶もしくは航空機の所有者もしくは代理人、もしくは、民事当局が適切と認める者をして、入国許可を拒否せられた外国人または許可なくしてパキスタンに入国した外国人を移動せしめることができ、かつ、それぞれ船長・機長・所有者または代理人は、右の要求に応ずべきものとする。
- (2) パキスタン国外の港に寄港予定の船舶の船長もしくは航空機の機長は、中央政府から要求のあるときは、パキスタン国外退去を指示する命令を受けた外国人およびその家族をそれぞれ船舶もしくは航空機に塔乗せしめ、かつ、国外の港に至るまでの旅行と、その間の便宜および必要

第3節 1951年外人令

品を供するものとする。

第7条 (パキスタン滞在の制限)

パキスタンに入国する外国人は、入国場所を管轄する登録官からパキスタン滞在の認められる期間を示した許可書を受けるものとし、右の許可書中に示された期間が中央政府により延長されない限り、右期間の満了前にパキスタンから出国しなければならないものとし、また、当該外国人のパキスタン出国の際、許可書は本人により出国場所を管轄する登録官に提出するものとする。

第8条 (禁止場所)

- (1) 外国人は、その場所を管轄する民事当局の許可がない限り、1923年国家機密法(1923の xix) に定める禁止場所を訪問、もしくは居住することができない。
- (2) 本命令の効力発生時において、禁止場所に居住し、かつ、第1項により居住を継続することを許可されていないときは、民事当局の特定する期間内に右の場所から移転しなければならないものとする。
- (3) 民事当局は、かかる禁止場所の家屋所有者その他の者に対して、その家屋内または占有もしくは管理のもとにある施設内に外国人の存在すること、および、かかる外国人の出国および外国人につき、当該当局の定めるその他の事項を警察もしくは陸海軍当局に対する届出義務を課することができる。

第9条 (保護地或)

- (1) 中央政府または中央政府の事前の承認あるときは民事当局は、命令をもって、本命令の目的のため特定の地域を保護地域として宣言することができる。
- (2) 前項の命令において、民事当局は、保護地域に関して、つぎの各号に

掲げる事項をなすことができる。

- (イ) 外国人または特定の分類に属する外国人に対して、当該地域に入ることもしくは留ることを禁止すること
- (ロ) 外国人または特定の分類に属する外国人に対して、当該地域に入りもしくは留まるときは、つぎの各号に関して適当と認める条件または制限を課すること
 - (i) 警察もしくは陸海軍当局に届出ること
 - (ii) 展望または写生もしくは撮影をなすこと
 - (iii) 機械・設備その他の物品を使用もしくは所持すること
 - (iv) かかる地域内において土地を取得することもしくは利益を得ること
 - (v) その他、条件もしくは制限を課することが公共の安全のため必要と認められる事項
- (ハ) 家屋所有者その他の者に対して、その家屋内または占有もしくは管理のもとにある施設内に外国人の存在すること、および、かかる外国人の出国および外国人に関して本命令の定めるその他の事項を警察もしくは陸海空軍当局に届出る義務を課すること

但し、民事当局は、中央政府の一般的または特定の指示にしたがい、特定の外国人に対して、本条により課せられる条件もしくは制限の全部または一部を免除する旨の特別許可を与えることができる。

第10条 (雇用に関する制限)

外国人は、民事当局の書面による一般的もしくは特別の許可がないときは、つぎの企業に雇用または関係する施設に入ることができない。

- (イ) 政府または公衆に対して、電気、石油、動力、水を供給する企業
- (ロ) 中央政府が、これらに代るべきものとして特定するその他の企業

第3節 1951年外人令

第11条 (移動その他の制限を課する権限)

民事当局は、書面による命令により、つぎの各号に関し命令中に特定する条件を遵守するよう指示することができる。

- (イ) その居住の場所
- (ロ) 移転
- (ハ) 当該命令中に特定する種類に属する者との交渉
- (ニ) 当該命令中に特定する物品の所持

第12条 (宿営より外国人を移動せしめる権限)

宿営中の軍隊の司令官たる将校は、書面による命令をもって、外国人に対し、当該命令中に特定する期間内に宿営より移動するよう指示することができる。

第13条 (クラブおよび食堂を閉鎖する権限)

- (1) 民事当局は、その管轄下にある施設で、その施設において消費のなされる軽食の販売または公衆の休息もしくは娯楽の場所またはクラブとして使用せられると認める施設で、現在もしくは最近において外国人の出入が多かったものに対して、つぎの各号に掲げる事項が認められるときは、全面的に閉鎖もしくは当該当局の許可する時間、許可する目的のためにのみ開業するよう指示することができる。
 - (イ) 当該施設に出入する外国人が、刑事犯、破壊活動家その他望ましからざる人物であるとき
 - (ロ) 当該施設の運営が、不規律または不穏当もしくは公共の秩序・利益を害するおそれのあるとき、右の指示に違反して施設の営業がなされたときは、当該施設の居住者もしくは管理人は、本命令に違反して行為するものとみなされる。
- (2) 施設が全面的に閉鎖もしくは本条所定の時間・目的に限り開業を許可

せられたときは、当該施設の居住者または管理人は、右の施設のある地域の民事当局の同意がなければ、軽食の販売、公衆の休息、娯楽・クラブ等に使用せられる他の施設を占有することができない。

- (3) 警察官は、民事当局により委任せられたときは、本条を施行する目的のため、民事当局が本条にもとづく命令を発した施設に必要なときは実力をもって入り、搜索または占有することができる。
- (4) 第1項ないし第3項にもとづいて民事当局が何らかの処置をとったときは、ただちに中央政府に対して届出るものとし、中央政府は、適当と認めるところにしたがい右の命令を取消もしくは修正することができるものとする。

第14条 （追放の費用）

外国人に対しパキスタン国内に留ってはならない旨の命令が発せられたとき、または、外国人がパキスタン入国の許可を拒否せられ、もしくは許可なくしてパキスタンに入国したときは、中央政府は、適当と認めた場合は、当該外国人およびその家族のパキスタンよりの旅行および出発までの生活の費用および附随する費用の全部の支払のため、当該外国人の金銭または財産をこれに充てることができる。

第15条 （逮捕・拘留する権限）

民事当局が、公共の安全のために必要と認めたときは、外国人を逮捕状なくして逮捕し、かつ、当該受任者が適当と認める方法・場所に拘留することができる。但し、かかる逮捕および拘留をなしたときは、その理由を付してただちに中央政府に届出るものとし、中央政府は、適当と認めるところにしたがい右の命令を取消し、または、かかる拘留の方法を修正することができる。

第15条の2 民事当局は、外国人が所定のまたは特定された制限および条件

第3節 1951年外人令

の全部または一部の実行をよく遵守すること、またはかかる実行との二者撰択として、保証人の有無にかかわらず契約関係に入るべき旨命令することができる。

第15条の3 本命令に定めるところにかかわらず、中央政府もしくは中央政府が代理として委任する当局は、特定の場合または特定の分類に属する場合につき、民事当局の権限および権能のすべてをみずから行使することができる。

第16条 (仮釈放者の法廷出頭)

- (1) 多数の外国人の監視下にある住居として定められた場所に居住することを要求する旨の1946年外人法第3条第2項第5号(1946のxxxix)にもとづく命令を受けている外国人は、民法法廷出頭のため、または、本人が違反の責任を問われるために出頭を命ぜられていない限りは、刑事法廷出頭のため、かかる場所より移動せしめられないものとする。
- (2) 法廷において、違反の責任を問うため当該外国人の出頭が要求されているときは、1900年禁錮法(1900のiii)第37条、38条、40条および41条の規定を右条文中における拘留所・拘留所の責任ある官吏および地方政府に関する事項を、それぞれ当該場所・当該場所の長および中央政府に関する事項として適用するものとする。
- (3) 民法法廷の手続のため、当該外国人の証言が要求せられるときは、1900年禁錮法(1900のiii)第44条、45条および46条の規定を右条文中における拘留所および拘留所の責任ある官吏に関する事項を、それぞれ当該場所および当該場所の長に関する事項として、かつ、第44条第1項ないし3項の「第42条もしくは第43条に定める原因のいずれかのため、移転せしめることのできない者」の語が省略せられたものとして、適用するものとする。

第3章 出入国関係法

- (4) 刑事法廷の手続に関連して、当該外国人の証言が要求せられるときは、1898年刑事訴訟法（1898のv）第40条の規定にもとづく委任状を發することにより、提供せしめることができる。
- (5) 1900年禁錮法（1900のiii）第47条ないし第51条の規定は、当該条文中における拘留所、拘留所の責任ある官吏および地方政府に関する事項を、それぞれ当該場所、当該場所の長および中央政府に関する事項として適用するものとする。但し、中央政府が当該第51条に定める事項につき規則を制定しない限り、当該場所の存する地方で効力を有する規則が必要な修正のもとに適用せられるものとする。

1954年9月17日付第10/7/48Poll(1)号——1951年外人令第2条第2項にもとづき委任せられた権限を行使するため、中央政府は、1952年12月11日付、本省通達第10/7/48Poll(1)号は、これを廃棄する。

若干の分類に属するアフガニスタン国民の免除

1954年10月19日付第10/6/53 Poll(1)号——1946年外人法（1946のxxxii）第10条にもとづき委任せられた権限を行使するため、中央政府は、つぎに掲げる分類に属するアフガニスタン国民は、1951年外人令第7条の規定の適用を免除せられる旨を指示する。

- (i) パキスタンにおいて冬を過し、夏にはアフガニスタンに去るのを習慣とする遊牧民
- (ii) ドカラスおよび国境村落民

THE FOREIGNERS ACT, 1946

ACT No. XXXI OF 1946

An Act to confer the Central Government certain powers in respect of foreigners.

(As modified up to the 15th January, 1954)

WHEREAS it is expedient to provide for the exercise by the Central Government of certain powers in respect of the entry of foreigners into [the Provinces and the Capital of the Federation], their presence therein and their departure therefrom;

It is hereby enacted as follows:—

1.—(1) This Act may called the Foreigners Act, 1946.

(2) It extends to [all the Provinces and the Capital of the Federation].

2. In this Act—

(a) “foreigner” means a person who—

(i) is not a natural-born British subject as defined in sub-sections (1) and (2) of section 1 of the British Nationality and Status of Aliens Act, 1914, or

(ii) has not been granted a certificate of naturalization as a British subject under any law for the time being in force in [the Provinces and the Capital of the Federation], or

(iii) is not a ruler or subject of an [Acceding State], or

(iv) is not a native of the Tribal areas:

Provided that any British subject who, under any law for the time being in force in [the Provinces and the Capital of

the Federation], ceases to be a British subject shall thereupon be deemed to be a foreigner ;

- (b) "prescribed" means prescribed by orders made under this Act ;
- (c) "specified" means specified by direction of a prescribed authority.

3.—(1) The Central Government may by order make provision, either generally or with respect to all foreigners or with respect to any particular foreigner or any prescribed class or description of foreigner, for prohibiting, regulating or restricting the entry of foreigners into [the Provinces and the Capital of the Federation], or their departure therefrom or their presence or continued presence therein.

(2) In particular and without prejudice to the generality of the foregoing power, orders made under this section may provide that the foreigner—

- (a) shall not enter [the Provinces and the Capital of the Federation], or shall enter [the Provinces and the Capital of the Federation] only at such times and by such route and at such port or place and subject to the observance of such conditions on arrival as may be prescribed ;
- (b) shall not depart from [the Provinces and the Capital of the Federation], or shall depart only at such times and by such route and from such port or place and subject to the observance of such conditions on departure as may be prescribed ;
- (c) shall not remain in [the Provinces and the Capital of the Federation], or in any prescribed area therein ;
- (d) shall remove himself to, and remain in, such area in [the Provinces and the Capital of the Federation] as may be prescribed ;

- (e) shall comply with such conditions as may be prescribed or specified—
 - (i) requiring him to reside in a particular place;
 - (ii) imposing any restrictions on his movements;
 - (iii) requiring him to furnish such proof of his identity and to report such particulars to such authority in such manner and at such time and place as may be prescribed or specified;
 - (iv) requiring him to allow his photograph and finger impressions to be taken and to furnish specimens of his handwriting and signature to such authority and at such time and place as may be prescribed or specified;
 - (v) requiring him to submit himself to such medical examination by such authority and at such time and place as may be prescribed or specified;
 - (vi) prohibiting him from association with persons of a prescribed or specified description;
 - (vii) prohibiting him from engaging in activities of a prescribed or specified description;
 - (viii) prohibiting him from using or possessing prescribed or specified articles;
 - (ix) otherwise regulating his conduct in any such particular as may be prescribed or specified;
- (f) shall enter into a bond with or without sureties for the due observance of, or as an alternative to the enforcement of, any or all prescribed or specified restrictions or conditions;
- (g) shall be arrested and detained or confined; and may make provision for such incidental and supplementary matters as may, in the opinion of the Central Government, be expedient

or necessary for giving effect to this Act.

4.—(1) Any foreigner (hereinafter referred to as an internee) in respect of whom there is in force any order made under clause (g) of sub-section (2) of section 3, directing that he be detained or confined, shall be detained or confined in such place and manner and subject to such conditions as to maintenance, discipline and the punishment of offences and breaches of discipline as the Central Government may from time to time determine.

(2) Any foreigner (hereinafter referred to as a person on parole) in respect of whom there is in force an order under clause (e) of sub-section (2) of section 3 requiring him to reside at a place set apart for the residence under supervision of a number to foreigners, shall while residing therein be subject to such conditions as to maintenance, discipline and the punishment of offences and breaches of discipline as the Central Government may from time to time by order determine.

(3) No person shall—

(a) knowingly assist an internee or a person on parole to escape from custody or the place set apart for his residence, or knowingly harbour an escaped internee or person on parole, or

(b) give an escaped internee or a person on parole any assistance with intent thereby to prevent, hinder or interfere with the apprehension of the internee or the person on parole.

(4) The Central Government may by order provide for regulating access to, and the conduct of persons in, places in [the Provinces and the Capital of the Federation] where internees or persons on parole are detained or restricted, as the case may be, and for prohibiting or regulating the despatch or conveyance from outside such places to or for internees or persons on parole therein of such articles as may be prescribed.

5.—(1) No foreigner who was in [the Provinces and the Capital of the Federation] on the date on which this Act came into force shall, while in [the Provinces and the Capital of the Federation] after that date, assume or use or purport to assume or use for any purpose any name other than that by which he was ordinarily known immediately before the said date.

(2) Where, after the date on which this Act came into force, any foreigner carries on or purports to carry on (whether alone or in association with any other person) any trade or business under any name or style, other than that under which that trade or business was being carried on immediately before the said date, he shall, for the purposes of sub-section (1), be deemed to be using a name other than that by which he was ordinarily known immediately before the said date.

(3) In relation to any foreigner who, not having been in [the Provinces and the Capital of the Federation] of the date on which this Act came into force, thereafter enters [the Provinces and the Capital of the Federation], sub-sections (1) and (2) shall have effect as if for any reference in those sub-sections to the date on which this Act came into force there were substituted a reference to the date on which he first enters [the Provinces and the Capital of the Federation] thereafter.

(4) For the purposes of this section—

(a) the expression “name” includes a surname, and

(b) a name shall be deemed to be changed if the spelling thereof is altered.

(5) Nothing in this section shall apply to the assumption or use—

(a) of any name in pursuance of a Royal licence or permission granted by the Central Government; or

(b) by any married woman, of her husband's name.

6.—(1) The master of any vessel landing or embarking at a port

in [the Provinces and the Capital of the Federation], passengers coming to or going from that port by sea and the pilot of any aircraft landing or embarking at any place in [the Provinces and the Capital of the Federation], passengers coming to or going from that place by air, shall furnish to such person and in such manner as may be prescribed a return given the prescribed particulars with respect to any passengers or members of the crew, who are foreigners.

(2) Any District Magistrate and * * * any Superintendent of Police may, for any purpose connected with the enforcement of this Act or any order made thereunder, require the master of any such vessel or the pilot of any such aircraft to furnish such information as may be prescribed in respect of passengers or members of the crew on such vessel or aircraft, as the case may be.

(3) Any passenger on such vessel or such aircraft and any member of the crew of such vessel or aircraft shall furnish to the master of the vessel or the pilot of the aircraft, as the case may be, any information required by him for the purpose of furnishing the return referred to in sub-section (1) or for furnishing the information required under sub-section (2).

(4) For the purposes of this section—

(a) “master of a vessel” and “pilot of any aircraft” shall include any person authorised by such master or pilot, as the case may be, to discharge on his behalf any of the duties imposed on him by this section;

(b) “passenger” means any person not being a *bona fide* member of the crew, travelling or seeking to travel on a vessel or aircraft.

7.—(1) It shall be the duty of the keeper of any premises whether furnished or unfurnished where lodging or sleeping accommodation is provided for reward, to submit to such person and in such manner such information in respect of foreigners accommodated in

such premises, as may be prescribed.

Explanation.—The information referred to in this sub-section may relate to all or any of the foreigners accommodated at such premises and may be required to be submitted periodically or at any specific time or occasion.

(2) Every person accommodated in any such premises shall furnish to the keeper thereof a statement containing such particulars as may be required by the keeper for the purpose of furnishing the information referred to in sub-section (1).

(3) The keeper of every such premises shall maintain a record of the information furnished by him under sub-section (1) and of the information obtained by him under sub-section (2) and such record shall be maintained in such manner and preserved for such period as may be prescribed, and shall at all times be open to inspection by any police officer or by a person authorised in this behalf by the District Magistrate.

8.—(1) When a foreigner is recognised as a national by the law of more than one foreign country or where for any reason it is uncertain what nationality if any is to be ascribed to a foreigner, that foreigner may be treated as the national of the country with which he appears to the prescribed authority to be most closely connected for the time being in interest or sympathy or if he is of uncertain nationality, of the country with which he was last so connected:

Provided that where a foreigner acquired a nationality by birth, he shall, except where the Central Government so directs either generally or in a particular case, be deemed to retain that nationality unless he proves to the satisfaction of the said authority that he has subsequently acquired by naturalization of otherwise some other nationality and still recognised as entitled to protection by the Government of the country whose nationality he has so acquired.

(2) A decision as to nationality given under sub-section (1) shall be final and shall not be called in question in any Court:

Provided that the Central Government, either of its own motion or on application by the foreigner concerned, may revise any such decision.

9. If in any case not falling under section 8 any question arises with reference to this Act or any order made or direction given thereunder, whether any person is or is not a foreigner or is or is not a foreigner of a particular class or description the onus of proving that such person is not a foreigner or is not a foreigner of such particular class or description, as the case may be, shall, notwithstanding anything contained in the Evidence Act, 1872, lie upon such person.

10. The Central Government may by order declare that any or all of the provisions of this Act or the orders made thereunder shall not apply, or shall apply only with such modifications or subject to such conditions as may be specified, to or in relation to any individual foreigner or any class or description of foreigner.

11.—(1) Any authority empowered by or under or in pursuance of the provisions of this Act to give any direction or to exercise any other power, may, in addition to any other action expressly provided for in this Act, take, or cause to be taken such steps and use, or cause to be used, such force as may, in its opinion, be reasonably necessary for securing compliance with such direction or for preventing or rectifying any breach thereof, or for the effective exercise of such power, as the case may be.

(2) Any police officer may take such steps and use such force as may, in his opinion, be reasonably necessary for securing compliance with any order made or direction given under or in pursuance of the provisions of this Act or for preventing or rectifying any breach of such order or direction.

(3) The power conferred by this section shall be deemed to con-

fer upon any person acting in exercise thereof a right of access to any land or other property whatsoever.

12. Any authority upon which any power to make or give any direction, consent or permission or to do any other act is conferred by this Act or by any order made thereunder may, unless express provision is made to the contrary, in writing authorise, conditionally or otherwise, any authority subordinate to it to exercise such power on its behalf, and thereupon the said subordinate authority shall, subject to such conditions as may be contained in the authorisation, be deemed to be the authority upon which such power is conferred by or under this Act.

13.—(1) Any person who attempts to contravene, or abets or attempts to abet, or does any act preparatory to, a contravention of, the provisions of this Act or of any order made or direction given thereunder, or fails to comply with any direction given in pursuance of any such order, shall be deemed to have contravened the provisions of this Act.

(2) Any person who, knowing or having reasonable cause to believe that any other person has contravened the provisions of this Act or of any order made or direction given thereunder, gives that other person any assistance with intent thereby to prevent, hinder or otherwise interfere with his arrest, trial or punishment for the said contravention shall be deemed to have abetted that contravention.

(3) The master of any vessel or the pilot of any aircraft, as the case may be, by means of which any foreigner enters or leaves [the Provinces and the Capital of the Federation] in contravention of any order made under, or direction given in pursuance of, section 3 shall, unless he proves that he exercised all due diligence to prevent the said contravention, be deemed to have contravened this Act.

14. If any person contravenes the provisions of this Act or of any order made thereunder, or any direction given in pursuance of

this Act or such order, he shall be punished with imprisonment for a term which may extend to five years and shall also be liable to fine; and if such person has entered into a bond in pursuance of clause (f) of sub-section (2) of section 3, his bond shall be forfeited, and any person bound thereby shall pay the penalty thereof, or show cause to the satisfaction of the convicting Court why such penalty should not be paid.

15. No suit, prosecution or other legal proceeding shall lie against any person for anything which is in good faith done or intended to be done under this Act.

16. The provisions of this Act shall be in addition to, and not in derogation of, the provisions of the Registration of Foreigners Act, 1939, the Passport Act, 1920, and of any other enactment for the time being in force.

17. The Foreigners Act, 1864, the Foreigners Act, 1940, and the Foreigners Act (Amendment) Ordinance, 1946, are hereby repealed.

監 修
大 原 栄 一

東南アジア経済関係法令集

--- パキスタン ---

昭和35年3月31日発行

編集兼発行者 社団法人 アジア協会

発 行 所 社団法人 アジア協会

東京都港区赤坂新坂町38
電話(408)4261(代表)~8

非 売 品

△



LIB